２０２５年9月１８日

拡 大 教 授 会

○ 報告事項

１．総務委員会報告
２．研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総Ａ１号）（総Ａ２号）（総Ｂ２号）
３．全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総Ｂ３号）（総Ｂ４号）
４．各委員会報告（教Ｂ１号）「防災訓練」「高校生と大学生のための金曜特別講座」
５．令和７年度有形固定資産の実査について（経Ｂ１号）
６．令和７年度研究倫理セミナー（研Ｂ４号）
７．研究費不正使用の注意喚起（研Ｂ５号）
８．その他
・ホームカミングデイについて
・役職者の交代等について（総Ｂ５号）

○ 議題

１．東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について（総Ｂ６号）
２．東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（総Ｂ７号）
３．ネーミングプランについて（経Ｂ２号）
４．バフワーン会長寄付建物の基本設計について
５．「次世代都市国際連携研究機構」の再設置について（研Ｂ３号）
６．教養学部後期課程における授業に関する申し合わせについて（教Ｂ２号）
７．東京大学とライデン大学との全学学術交流協定の更新（新規参画・担当部局交代）について（教Ｂ３号）
８．東京大学と華東師範大学との全学学術交流協定の更新（担当部局交代）について（教Ｂ４号）

教 授 会

○ 教員人事

退職転職等		１件
講　　師	提　案	１件
准 教 授	報　告	６件
教　　授	提　案	１件
	報　告	４件

計１３件

委　員　会　関　係

教　務　委　員　会

財　務　委　員　会

教育研究経費委員会

情　報　基　盤　委　員　会

入　試　委　員　会

教養教育評価委員会

学　生　委　員　会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図　書　委　員　会

前　期　運　営　委　員　会

後　期　運　営　委　員　会　・令和７年度教養学部卒業生数（令和７年８月３１日付）について（教Ｂ１号）

建　設　委　員　会

環　境　委　員　会

防　災　委　員　会　・2025 年度防災訓練について

そ　の　他

社　会　連　携　委　員　会　・2025 年度Ａセメスター「高校生と大学生のための金曜特別講座」について

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日　時　　２０２５年7月１７日（木）　１５：０１～１６：５０
場　所　　Ｚｏｏｍ会議
出席者　　２４４名

議　題
○ 報告事項
１．総務委員会報告
研究科長から、７月３日、７月１７日開催の総務委員会について説明・報告があった。
２．研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告
研究科長から、６月２４日、７月８日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料（総Ａ１号）（総Ｂ２号）に基づき説明・報告があった。
３．全学環境安全管理室等会議・事故災害報告
環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料（総Ｂ３号）に基づき報告があった。
４．研究費不正使用の注意喚起
研究科長から、資料（研Ｂ４号）に基づき報告があった。
５．各委員会報告
・平岡秀一教務委員会委員長から、２０２５年度Ｓセメスター（Ｓ２ターム）追試験の実施について、資料（教Ｂ１号）に基づき報告があった。
・平岡秀一教務委員会委員長から、Ｓセメスター・Ｓ２ターム定期試験監督および成績報告等について報告があった。
・平岡秀一教務委員会委員長から、令和７年度前期課程退学命令対象者について報告があった。
６．その他
・研究科長から、情報セキュリティインシデント発生時の相談先について説明があった。
・清水剛副研究科長から、駒場ロッジ本館宿舎相談主事の公募について説明があった。
・高見典和研究科長補佐から、２０２５年度「東京大学オープンキャンパス」の開催について説明があった。
・塩見雄毅研究科長補佐から、２０２５年夏駒場Ｉキャンパス節電のお願いについて説明があった。
・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。

○ 審議事項
１．学融合プログラムの変更に関する東京大学教養学部規則の一部を改正する規則及び各学科等教務関係内規の改正について
酒井邦嘉後期運営委員会委員長から、資料（教Ｂ２号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。
２．教養学部後期課程における授業に関する申し合わせについて
酒井邦嘉後期運営委員会委員長から、資料（教Ｂ２号）に基づき説明があった。
３．東京大学大学院総合文化研究科・教養学部野球場一時貸付規則の制定について
横山ゆりか副研究科長から、資料（学Ａ１号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

清水晶子教授から、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（SPRING）の受給資格に国籍要件が設けられることについて、大学として意見を表明するよう部局から本部へ要望して欲しい旨発言があった。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

講　　師	報　告	３件
准 教 授	提　案	２件
	報　告	３件
教　　授	報　告	３件

計１１件

以上

研究科長・学部長・研究所長合同会議

総Ａ１号

令和7年07月22日（火）15:00～

議題及び資料

01　学内外情勢　　**総長**

（資料1）学内外情勢

02　令和7(2025)年度理事等の分担　　**総長**

（資料2）令和7(2025)年度理事等の分担

03　令和8年度(第99回)及び令和9年度(第100回)五月祭開催日程等　　**藤垣理事**

＊審議

（資料3）令和8年度(第99回)及び令和9年度(第100回)五月祭開催日程等

04　令和6年度監事監査報告書及び令和7年度監事監査計画　　**亀井監事**
山口監事

＊報告

（資料4）4-1:令和6年度監事監査報告(概要版)(学内限り)、4-2:令和6年度監事監査報告書(学内限り)、
4-3:令和7年度監事監査計画書(学内限り)

05　社会連携講座等検証・改革委員会の検討状況　　**相原理事**
角田理事

＊報告

（資料5）社会連携講座等検証・改革委員会 検討状況について(教職員限り)

06　QS World University Rankings 2026の概要　　**齊藤理事**

＊報告

（資料6）QS World University Rankings 2026の概要

07　令和7年度科研費採択状況　　**齊藤理事**

＊報告

（資料7）令和7(2025)年度科研費採択状況(件数)(学内限り)

08　2025年度「東京大学穐門賞」　　**津田理事**

＊報告

（資料8）2025年度「東京大学穐門賞」受賞者について

09　火災リスクアセスメントの実施及び東京大学防火マニュアルの改訂　　**岸執行役**

＊報告

（資料9）9-1:令和7年度「火災リスクアセスメント」の実施について(依頼)(案)、9-2:東京大学防火マニュアル2025

10　輸出事後調査を踏まえた今後の対応(「輸出管理シート」の活用)に係る説明会の開催　　**齊藤理事**
岡部副学長

＊報告

（資料10）輸出事後調査を踏まえた今後の対応(「輸出管理シート」の活用)に係る説明会の開催について
(学内教職員限り)

11　令和7年度研究倫理ウィークの実施　　**藤垣理事**

＊報告

（資料11）令和7年度「研究倫理ウィーク」について

12　寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等　　**齊藤理事**

＊報告

（資料12）寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

13 その他
(1)オープンキャンパス2025　　**津田理事**

（資料13）東京大学オープンキャンパス2025

(2)技術職員組織の一元化に向けた意見交換会の開催　　**岸執行役**

（資料14）技術職員組織の一元化に向けた意見交換会の開催について(依頼)

議題及び資料

（3）Re-Thinking UTokyo Phase II ワークショップの開催　**総長**

（資料15）RE：THINKING UTOKYO Phase II ワークショップ開催概要

（4）部局等における学生支援等に関するFD・SD研修会実施　**佐藤岩夫執行役**

（資料16）部局等における学生支援等に関するFD・SD研修会実施について（依頼）

研究科長・学部長・研究所長合同会議

総Ａ２号

令和7年09月02日（火）15:00～

議題及び資料

01　学内外情勢　　**総長**

（資料1）学内外情勢

02　社会連携講座等検証・改革委員会の検討状況　　**相原理事**
角田理事

＊報告

（資料2）民間企業等から資金等を受け入れて行う研究・教育における制度の改革策

03　遺骨返還等タスクフォースの設置　　**林理事**

＊報告

（資料3）遺骨返還等タスクフォースの設置について

04　東京大学と周辺地域の連携強化に向けた連絡窓口の設置　　**津田理事**

＊報告

（資料4）東京大学と周辺地域の連携強化に向けた連絡窓口の設置について

05　建築基準法第12条に基づく定期調査・検査プロセスの見直し　　**出口執行役**

＊報告

（資料5）5-1:（駒場Ⅱ）13号館玄関庇タイルの落下について（学内教職員限り）、
5-2:建築基準法第12条に基づく定期調査・検査プロセスの見直しについて（学内教職員限り）

06　150周年記念事業の進捗報告　　**津田理事**
佐藤健二執行役

＊報告

（資料6）6-1:150周年記念事業企画調整委員会活動進捗報告、6-2:東京大学創立150周年記念事業・
三館合同展示について、6-3「東京大学百五十年史」「百五十周年叢書」事業について

07　令和7（2025）年度総長室総括委員会委員の交代　　**齊藤理事**

＊報告

（資料7）令和7（2025）年度総長室総括委員会委員

08　東京大学公開講座　　**津田理事**

＊報告

（資料8）第140 回（2025年春季）東京大学公開講座実施報告

09　会議コスト可視化状況の報告（6.7.8月分）　　**角田理事**

＊報告

（資料9）会議コスト・実績登録フォーム月別集計データ

10　その他　　**津田理事**

（1）令和7年度東京大学秋季式典

（資料10）令和7年度東京大学秋季式典

（2）東京大学多様性包摂共創センター（IncluDE）キックオフシンポジウム　　**林理事**

（資料11）東京大学多様性包摂共創センターキックオフシンポジウム 共に創るDEI

（3）2025年度ニューヨークオフィス（UTokyoNY）イベント募集　　**相原理事**

（資料12）12-1:2023～2024年度UTokyoNYイベント、
12-2:2025年度東京大学ニューヨークオフィス（UTokyoNY）イベント募集要項

（4）令和7（2025）年度科所長会議名簿　　**総長**

（資料13）研究科長・学部長・研究所長会議（科所長会議）（令和7年9月2日）

令和7年09月09日（火）15:00～

議題及び資料

01　学内外情勢 （資料1）学内外情勢	**総長**
02　東京大学基本組織規則の一部改正 **＊審議** （資料2）東京大学基本組織規則の一部を改正する規則（案）	**津田理事**
03　各部局の組織等に関する規則の改正 **＊審議** （資料3）各部局の組織等に関する規則の改正（案）	**津田理事**
04　東京大学臨床研究審査委員会規則の一部改正 **＊審議** （資料4）東京大学臨床研究審査委員会規則の一部を改正する規則（案）	**齊藤理事**
05　「東京大学社会連携講座等に関する規則」及び「東京大学国立研究開発法人連携講座等に関する規則」の一部改正 **＊審議** （資料5）5-1:東京大学社会連携講座等に関する規則の一部を改正する規則（案）、 5-2:東京大学国立研究開発法人連携講座等に関する規則の一部を改正する規則（案）	**齊藤理事**
06　東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正 **＊審議** （資料6）東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）	**相原理事**
07　2024年度国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（若手研究者支援）にかかる「東京大学教員の新たな人事制度の取扱いについて」の特例の改正 **＊審議** （資料7）7-1:2024年度BOOST次世代AI人材育成プログラムにかかる「東京大学教員の新たな人事制度について」の特例について（案）、7-2:2024年度BOOST次世代AI人材育成プログラムにかかる「東京大学教員の新たな人事制度について」の特例についてのQ＆A（案）	**相原理事** **齊藤理事**
08　国際協創海外研究拠点の東京大学基本組織規則上の位置づけ **＊審議** （資料8）国際協創海外研究拠点の東京大学基本組織規則上への位置づけ	**齊藤理事**
09　インド工科大学ハイデラバード校（インド）との全学学生交流覚書締結 **＊審議** （資料9）国際交流協定・覚書締結計画書（インド工科大学ハイデラバード校）	**林理事**
10　独立行政法人国際協力機構と国立大学法人東京大学との間の連携協定の更新 **＊審議** （資料10）独立行政法人国際協力機構と国立大学法人東京大学との間の連携協定の更新	**齊藤理事**
11　国際交流協定（全学）の終結 **＊審議** （資料11）国際交流協定（全学）の終結について（依頼）	**林理事**
12　次期総長選考の実施手順等 **＊報告** （資料12）次期総長選考の実施手順等について（案）	**浦野薬学系研究科長（総長選考・監察会議議長代行）**
13　国際卓越研究大学制度第2期公募 現地視察 **＊報告** （資料13）東京大学への意見（部局執行部限り）	**相原理事**

議題及び資料

14　中長期財務経営計画　**菅野理事**

＊報告

（資料14）14-1:国際卓越研究大学事業を踏まえた中長期財務経営の方向性（本学教職員限り）、
14-2:国際卓越研究大学事業を踏まえた中長期財務経営の方向性（概要）（本学教職員限り）

15　第4期中期目標期間における国立大学法人評価制度　**藤垣理事**

＊報告

（資料15）15-1:国立大学における大学評価等の全体像、15-2:第4期中期目標期間における国立大学法人評価制度について、15-3:（参考）国立大学法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領、15-4:女性教員及び女性研究者に関係する評価指標の状況

16　2025年度人事マネジメント支援プログラムの採択（女性人事加速サポート事業）　**林理事**

＊報告

（資料16）16-1:2025年度人事マネジメント支援プログラム採択部局について（報告）、16-2:2025年度女性人事加速サポート事業について、16-3:2025年度ジェンダー・エクイティ推進オフィス（IncluDE）の事業について

17　2025年度全教職員必修DEI研修の実施　**林理事**

＊報告

（資料17）2025年度全教職員必修DEI研修の実施について（通知）

18　令和7年度ストレスチェックの実施　**齊藤理事**

＊報告

（資料18）18-1:令和7年度ストレスチェック制度の実施について（学内教職員限り）、
18-2:令和6年度ストレスチェック各部局の受検率について（学内教職員限り）

19　令和7年度本部防災訓練の実施　**齊藤理事**

＊報告

（資料19）令和7年度本部防災訓練の実施について（通知）

20　安否確認訓練の実施　**齊藤理事**

＊報告

（資料20）安否確認訓練の実施について（依頼）

21　電波法の遵守・徹底　**角田理事**

＊報告

（資料21）電波法の遵守・徹底について

22　寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等　**齊藤理事**

＊報告

（資料22）寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

23 その他
（1）国における給与制度等の動向　**角田理事**

（資料23）令和7年人事院勧告・報告の概要

（2）令和7年度研究倫理セミナーの開催　**藤垣理事**

（資料24）令和7年度研究倫理ウィーク特別企画「研究倫理セミナー」

（3）「東京大学GATEWAY Campus/プラネタリーヘルス研究機構創設記念式典・内覧会」等の開催　**津田理事**

（資料25）東京大学GATEWAY Campus/プラネタリーヘルス研究機構創設記念式典・内覧会プログラム

（4）日立東大ラボ・産学協創フォーラム「Well-being スマートシティと東京への展開」の開催　**津田理事**

（資料26）日立東大ラボ・産学協創フォーラム「Well-beingスマートシティと東京への展開」（学内関係者限り）

2025年8月全学環境安全管理室等会議･事故災害報告(要約)

・休業４日以上

25106I M1(女性:28歳);マウスの灌流固定作業のためホルマリン溶液(パラフォルムアルデヒド4%の生理食塩水)を使用していた。作業は安全キャビネット内で実施していたが、嗅覚低下、咽頭痛、咳嗽、ふらつき(めまい)といった症状が現れ、パラフォルムアルデヒド吸入による咽頭から気道粘膜の障害および中毒症状と診断された。

・休業４日未満

25082M 研究員等(男性:36歳);めまいで転倒し、壁に頭部をぶつけ右前額部に切り傷を負った。

25086M 技術職員(男性:38歳、男性:50歳、男性:57歳、女性:43歳);赤信号で停車中に後方から軽自動車に追突され、二人が頚椎を捻挫。そのうち一人が休業1日となった。

・不休業

24380F 助教(男性:34歳);連日の勤務による疲労で頸部痛を発症した。

25079F 助教(女性:43歳);竹林内での調査中、事前に存在を認識していた蜂の巣を刺激してしまい、右ふくらはぎ裏を刺された。

25081F 研究員等(女性:29歳);疲労状態のなか車で移動中、側道の落下物に乗り上げ車が横転。山崖に衝突して車体がほぼ全損。運転者も頚椎を捻挫した。

25083F 助教(女性:32歳);大きく重い(約 32kg)机を一人で台車に載せた際、バランスが崩れて台車の端が持ち上がり、近くにいた被災者の脛に直撃した。

25087F 特任研究員(女性:30歳);考え事をしながら階段を上っていたところ、一段踏み外して転倒し右膝を強打した。片手にマグカップを持っていたため手をつくことができなかった。

25089F 事務職員(女性:47歳);業務中に朦朧状態、冷や汗などの体調不良を感じた後、嘔吐した。急性胃腸炎と診断された。

25092F B3(女性:22歳);馬の蹄の手入れの実習中、臀部を噛まれた。馬の保定をしっかりと行うべきであった。

25095F M1(男性:25歳);両手に重いゴミ袋を持ってスロープから横に降りようとして足を捻り、足首の捻挫とともに靭帯複合損傷を負った。

25096F 特任専門職員(女性:63歳);プラグを机下のコンセントに挿そうとしゃがみこんだ際、ステンレス製の机に額を強打した。眼球打撲傷、左眼虹彩炎と診断された。

25098F 教授(男性:49歳);構内道路の凹みに足を取られて足首をひねって転倒し、捻挫した。暗くて凹みに気づかなかった。

25099F 助教(女性:34歳);構内の坂を下っていたところバランスを崩して右足を捻り、左膝を強打し挫創を負った。

25101F 特任助教(女性:50歳);定規を使ってカッターでシートの切断作業をしていたところ、指が定規から外れ切創を負った。休憩を取らずに長時間同じ内容の作業をして集中力が失われていた。

25103F 中学1年生(男性:13歳);体育の授業で 50m 走をしていたところ、脚がもつれて肩から転倒し鎖骨を骨折した。

25104F 学部研究生3年(インターンシッププログラム)(男性:24歳);顕微鏡試料のプレパラートを作成する際に、カバーガラスで左手人差し指に切創を負った

25111F 技術補佐員(女性:27歳);マウスに麻酔を打つために左手でマウスの首元を押さえた際、マウスが振り返って左示指第2関節を咬まれた。

・通勤災害

24381J 学術専門職員(女性:47歳);歩行中に歩道と車道の小さい段差に気づかず体勢を崩した際、踏み出した左足首をひねって捻挫した。

25072J 看護師(女性:48歳);帰宅途上の駅の階段で列車が入線してきたのが見えたため急いで下ったところ、段を踏み外して転倒し左肘を骨折した。

25088J 病院診療医(女性:30歳);下りエスカレーターに乗り歩き出そうと踏み出したところで転倒。4段ほど滑り落ち、尾骨を骨折した。

・ヒヤリハット

25090H 特任教授(男性:54歳);加熱還流装置を終夜運転中に、冷却水排水ホースが装置から外れ冷却水が漏出した。

25105H 准教授(男性:41歳);除湿器からの排水ホースがシンク内の排水用バケツから外れていて、漏水した。

25107H 助教(男性:57歳);蒸留水製造装置の電源を切り忘れ、周辺が水浸しになった。

25112H B6(女性:24歳);劇物保管庫から濃硫酸を取り出す際に手を滑らせて瓶が床に落下。破損した瓶から硫酸が漏出した。着用していた保護手袋が滑りやすいものだった可能性がある。

・その他

25091S B3(男性:20歳);講義室での授業中に体調不良により顔面蒼白、手足も冷たくなり、白目の状態で一時的に呼吸の確認もできなくなったが、胸骨圧迫により容体が改善した。救急搬送され、新型コロナウイルス陽性と診断された。

25094S 委託業者(男性:46歳);構内道路で運搬作業中、蜂が潜んでいた樹木と接触してしまったため下唇を刺された。

25097S M2(男性:25歳);研究発表中、眩暈と頭痛で立ち上がれなくなり救急搬送された。睡眠不足で疲労と空腹状態だった。

・人的被害なし、設備災害のみ

25080Ns コンセントのトラッキングにより焼け焦げが発生した。発見から1か月半ほど経った後で消防に通報したが、該当コンセントはすでに修繕済であったため現場確認などはなかった。

25100Ns 技術職員(男性:48歳);圃場での畝立て作業中、大型トラクターをUターンさせようと後退した際に後方土手に接触し、車両の一部が破損した。後方確認が不足していた。

・人的被害なし、設備災害でない小火あり

25084Nf 助教(男性:40歳);エタノールに浸した棒を卓上バーナーで炙って滅菌する作業をしていたところ、火の付いたエタノールの雫が棒から垂れ、エタノール密封瓶に落ち引火した。

25085Nf 教室のプロジェクターより破裂音と発煙が生じたため、消防署に通報。現場確認が行われたが、ランプユニット内の電球が破損したことが原因とのことで火災認定なし。

・人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

25093Nd D2(男性:25歳);クリーンベンチのガラス扉を押し下げたところ、ガラスが割れ飛散した。クリーンベンチ内から外部に出していたホースを押しつぶして扉を閉めるため、3Kg ほどのおもりを用いて扉に加重していたことが原因と思われる。

25102Nd　雇用外研究員等（男性：54歳）;「東京ガス遮断弁起動操作器」にて断線の警報が発報。ガス遮断弁が閉止して断ガスが生じた。原因は通信が一時不通になったためと推測されるが、それとは別に複数あるガス遮断弁のうちの一つが作動しない状態であることが確認された。

25108Nd　B2（男性：20歳）、M2（男性：23歳）;既製品のセルを繋げて自作したバッテリに充電をしようと電源装置を接続したところ、破裂音と白煙が発生した。正負極を逆に接続していた。

25110Nd　枯損木が根本から倒れ、付近に駐車していた車両にへこみができた。

以上　教養学部等環境安全管理室

2025年9月全学環境安全管理室等会議･事故災害報告(要約)

・休業４日以上

25141I 研究員等(男性:32歳);ガラス器具廃棄時にゴミ箱に手を入れたところ、ゴミ箱に廃棄されていたガラス片で左手親指の腱を切った(休業5日)。耐切創用保護手袋を着用しておくべきだった。

25148I 助産師(女性:31歳);前かがみや中腰の姿勢によるケア業務のため負荷が蓄積し、腰椎椎間板症を発症した(休業7日)。

・休業４日未満

25109M 協力研究員(男性:38歳);雨が吹き込み水たまりができた廊下を歩行中、滑って転倒し後頭部を強打した。(休業1日)

25117M 非常勤講師(男性:66歳);スタンド式スクリーンの留め具が緩んでいたため、スクリーン部分が回転して頭部にあたり裂傷を負った(休業1日)。

25149M 副看護師長(男性:52歳);患者の介助に際し、反復性の急性腰椎症を発症した(休業1日)。

・不休業

24382F 臨床研修医(女性:32歳);階段を降りていたところ3段目から1段目まで滑り落ち、右膝関節に疼痛が生じた。

25113F 特任准教授(男性:44歳);自転車で移動中、T 字路より飛び出してきた原動機付自転車に激突されて転倒し、頸椎捻挫等を負った。

25114F 研究員等(男性:29歳);5kg 程の重い鞄を持ち上げたあと地面におろした際にぎっくり腰になった。二日前に約 20kg のPCの持ち上げを複数回行って以降、腰に違和感を覚えていた。

25115F 技術補佐員(男性:24歳);構内で除草作業中にアシナガバチに刺された。作業中に着用すべきであった手袋を外していた。

25118F 技術職員(男性:37歳);林内を調査中、笹の葉の裏にあったアシナガバチの巣に気づかずに刺激してしまい、右腕4か所を刺された。

25119F 技術職員(男性:33歳);林内を調査中、右手人差し指をハチに刺された。

25123F 中等学校5年生(男性:16歳);プールへの入水時に床に歯を打ち付けてしまい、前歯を破損した。

25124F 技術職員(女性:44歳);植物のラベル抜いた際、ラベル裏面にできていたアシナガバチの巣に気づかずに刺激してしまい、ハチに右手人差し指付け根部分を刺された。

25126F 学術専門職員(男性:34歳);船舶を係船場に停船させようとした際に誤ってアクセルハンドルを操作してしまい、岸壁に衝突。その衝撃で顔を操舵ハンドルに打ち付けた。

25130F 学術専門職員(男性:64歳);ハンダ付け作業中に不注意でハンダごてを左親指に当ててしまい火傷を負った。

25131F B3(男性:20歳);ボール盤からドリルを取り外す際、チャックハンドルが片手では回らなかったために両手で力を込めて回したところ、勢い余って停止状態のドリルの刃に右手中指が接触。切創負った。

25133F 技術職員(女性:35歳);林内でマダニに刺された。作業終了後に全身の確認をしてなかったため翌朝に気づいた。

25137F 技術職員(男性:58歳);モウソウチクの伐採作業中、左肩甲骨付近をハチに刺された。

25140F 助教(女性:31歳);野外活動を終えて帰宅したところ、太ももをマダニに咬まれていることを発見した。

25142F M1(男性:22歳);カッターナイフを光学定盤上に固定して他の光学素子の位置を調整していたところ、誤って左手首が刃に触れてしまい切創を負った。

25146F 看護師(女性:23歳);はさみを消毒綿で清拭中、誤って右母指を切った。

25150F 特任研究員(女性:31歳);階段を踏み外して転倒し、右足首を捻挫した。両手に荷物を持っていた。

25151F 看護技術補佐員(女性:63歳);車椅子で患者を搬送中、急勾配の駐車場スロープで車椅子が転倒しかけたため、患者を守ろうとして壁に衝突し、右肘を打撲した。

25152F 臨床検査技師(女性:27歳);ホルマリン固定槽に誤ってポリタンクを落としてしまい、ホルマリンのしぶきが顔にかかり眼に化学外傷を負った。保護メガネを着用していなかった。

25155F 研究員等(女性:41歳);階段を下っていていたところ足を踏み外して転倒。左足を捻挫し、靭帯も損傷した。

25156F 教授(女性:53歳);作業中誤ってカッターナイフで左手中指を切傷。カッターナイフの刃を長く出して作業していた。

・通勤災害

25121J M2(男性:25歳)・D2(男性:26歳)・D1(男性:25歳);段差を乗り越えてレンタカーを駐車しようとして、段差にタイヤ側面を接触させてしまいパンクに至った。

25122J 事務職員(男性:59歳);電車に乗る際に転倒し、右足を骨折した。

25138J M2(男性:25歳);交差点で信号待ちしていたところ、自分の自転車の後輪に左方から来た別の自転車が接触して後輪が歪んだ。

25139J D2(男性:28歳);自転車で車道から歩道に移動しようとした際に段差により転倒。肋骨を骨折するなどした(休業12日)。

25143J 事務職員(女性:46歳);満員電車で車両ドアと他の乗客のカバンとの間に右肘が挟まれ、打撲傷を負った。

25144J 助手(男性:63歳);駅構内の階段を降り切ったところでバランスを崩して転倒し、右足首を剥離骨折した。

25154J 事務職員(24歳);駅ホームで人の流れに逆らうように急いで歩いていたところ、自分の前を横切った通行人の足に躓き転倒。左膝を打撲した。

・ヒヤリハット

25125H D3(男性:28歳);リボンヒーターが劣化によって短絡し、漏電した。

25153H D1(男性:24歳);配線作業中、アース線が誤って電圧の印加されている部分に接触したため、漏電が発生した。通電状態で作業すべきではなかった。

・その他

25116S 業務協力者(男性:62歳);構内で除草後の片づけ作業中にハチに刺された。

25127S 業務協力者(女性:70歳);除草作業中、右頬と右耳をハチに刺された。

25128S 雇用外研究員等(男性:68歳);停車中のモノレールを前進させようとしたところ、ギヤを後退の位置のまま発進させたため、後方にあった車体止めに激突。レールと動力車が破損した。

25135S 学外者(女性:35歳);屋上の煙突より落下し死亡した。

25158S 教授(男性:58歳);海外の出張先で物盗りの少年グループに襲われ、殴られて転倒。顔面に裂傷を負った。

・人的被害なし、設備災害でない小火あり

25147Nf 看護師(女性:23歳);ノートパソコンのプラグを電源タップに挿入した際、プラグに付属しているアース線を巻き込んだため短絡が発生。火花が散り、タップの挿入部分やタップが置かれていた台が焦げた(火災認定)。

・人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

25120Nd 技術職員（男性：55歳）；公用車のラジエーターがへこみ、冷却液が漏れていることを発見した。

25132Nd 枯損したサクラが倒木し、塀やフェンスが損壊した。

25134Nd D1（男性：25歳）；配管が外れて冷却水が実験室に漏出した。規格の合っていない継手や留具を用いていた可能性がある。

25136Nd 特任助教（女性：38歳）・助教（男性：34歳）；バッテリー切れにより酸素濃度計が誤って発報した。前回の校正は 2022 年だった。

25145Nd 助教（女性：35歳）；室内でドローン操縦の訓練中、障害物に接触しそうになったためとっさにドローンを手で払ったところ、機体が地面に打ち付けられプロペラとプロペラガードが損傷した。

25157Nd D1（男性：26歳）・D1（男性：26歳）；落下物回収のためにボートで橋脚に近づいたところ波の影響で橋脚に接触し、船体の一部が損傷した。

以上　教養学部等環境安全管理室

令和７年度教養学部卒業生数
（令和７年８月３１日付）

総数　30

学科・コース名	卒業生数
教養学科	14
国際日本研究コース	14
学際科学科	16
国際環境学コース	16

駒場Ⅰキャンパスの防災に関しての案内

2025年9月18日　教授会

- 2025年度 防災訓練実施要領
  10/22(水) 12-13時

- 緊急時の対応について確認
  防災マニュアル
  防災ポケットマニュアル
  （総文HP）

2025年度 駒場Iキャンパス 防災訓練実施要領

*英語版は総文HPをご覧ください

総合文化研究科・教養学部、数理科学研究科
防災委員会・防災WG

学生・教職員の皆様に行っていただきたい部分は、この色のボックスで囲んであります。

防災訓練の目的

・防災教育

・危機管理　これらの観点から、防災訓練の実施が必要

・消防法

教養学部ウェブサイトに掲載されている「駒場Ⅰキャンパス防災マニュアル」（http://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/bosai/）には、地震発生時の対応として、次の4ページにまとめた内容が記載されています。これら全ての内容を、全学生・全教職員で訓練することが理想的です。

しかし駒場Iキャンパスの構成員の数は膨大なため、今回は初期対応訓練と安否確認システムの訓練を全員で行い、避難訓練は11・12・13号館とｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟、数理科学研究科棟のみで行うこととしました。

防災訓練概要

緊急地震速報（訓練）
12:00　震度6弱の地震発生
約30秒間揺れが継続

（雨天も実施）

12:00～　初期対応（初期の安全行動）訓練　全員

学生・教員・職員は、身の安全を確保（かばん等で頭部を保護）
教員は、授業・研究指導を中止し、安全確保を学生に指示

（雨天中止）

避難訓練　11・12・13号館、ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟、数理科学研究科棟

12:01頃　　避難指示の放送
教員の指示の下、
学生は一次避難場所（建物外）へ避難
12:10頃　　一次避難場所（建物外）
※次頁配置図参照
学生と教員の避難訓練終了

－ 20 －

（雨天中止）

対象建物以外
12:05頃　訓練終了（放送予定）

3限からは通常授業！

12:10～　コミュニケーションプラザにて
消火訓練（希望者のみ、雨天中止）

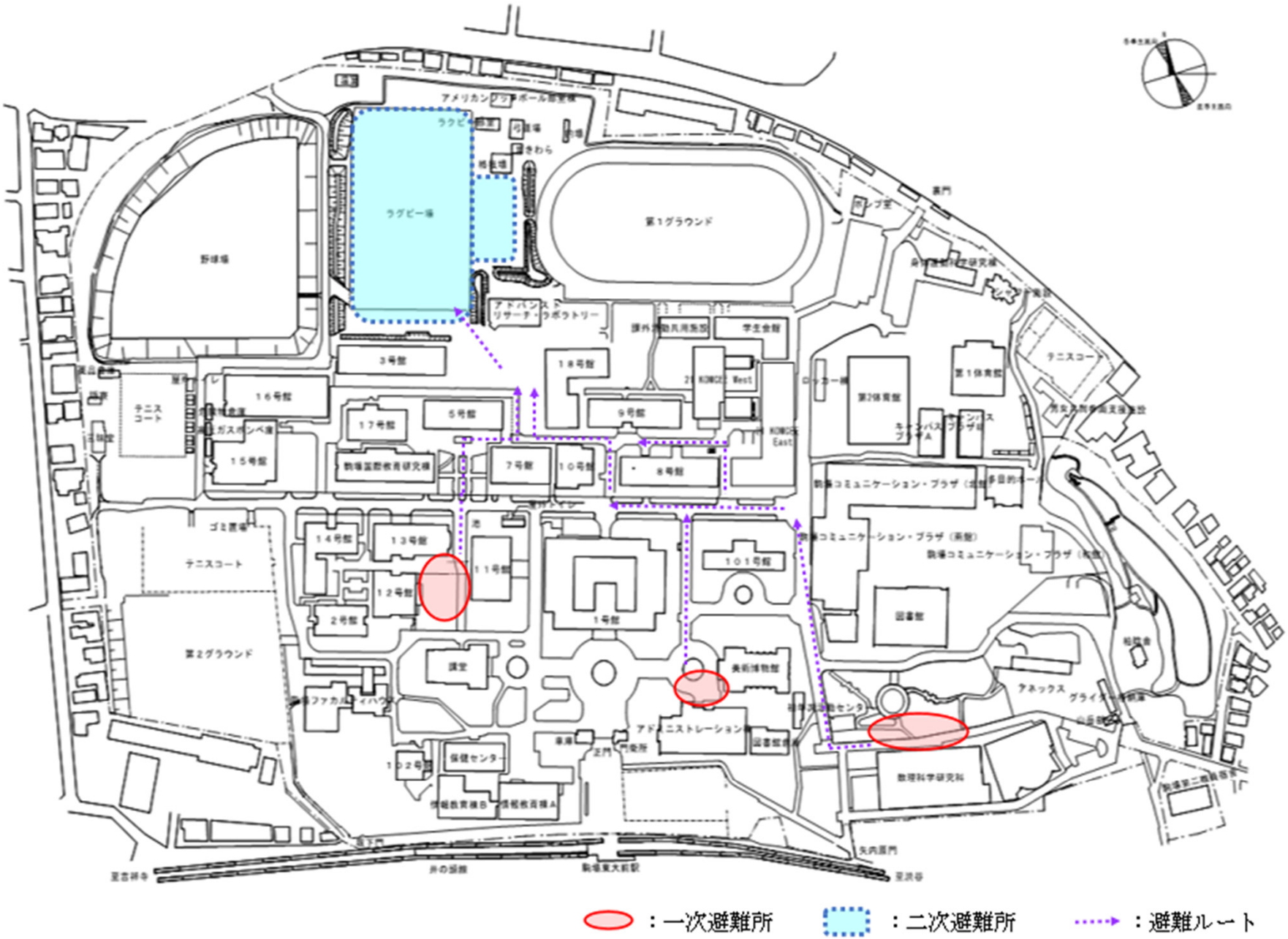

2025年度防災訓練の一次避難場所

自分のいる建物の一次避難場所を確認してください。

3. 地震発生時の対応

3.1 緊急地震速報発令時の対応

■周囲の状況に応じて、あわてず、まず身の安全を確保する

・まわりの人に声をかけ、身の安全確保を呼びかける。

・屋内にいるときは、丈夫な机の下など安全な場所に避難し、あわてて　外に飛び出さない。

・ドアを開けて、脱出口を確保する。

・エレベーターの中にいた場合、最寄りの階で停止させ、すぐに降りる。

・火元から離れていた場合、無理に火を消そうとしない。

・屋外では、ブロック塀の倒壊やガラスの落下に注意する。

・講義棟や研究棟の近くにいた場合、建物の中に避難する。

3.2 初期対応

■安全な場所に隠れる

・『グラッ』と来たら、まず机の下などに入りこみ、自分の身体を守る。

・クッションやかばん等で頭部の安全を確保する。

・揺れている間は動かない。

■講義等を中止する

・学内で被害発生の恐れがある場合、講義、実験、会議等は中止する。

■火災への対応

・揺れている間は火元に近づかない。揺れが収まったら火を消す。初期消火。

・正門守衛所に火災状況を連絡し、消防機関へ通報してもらう　等

駒場Ⅰキャンパス 防災マニュアルより（教養学部ウェブサイトに掲載）

3.3 避難と応急措置

避難訓練対象の学生・教職員のみ

■安全な場所に避難する

・揺れが収まったら、建物ごとに指定されている一次避難場所に避難する。

・逃げ遅れや閉じ込められている人がいないか周囲を確認する。

・障害のある学生の障害状況を把握し、避難の支援を行う。 等

各建物の入り口付近に掲示

・防火担当責任者の指示に従い、二次避難場所（ラグビー場）へ避難

3.4 安否確認

避難訓練では省略

■安否を確認する

・避難訓練では、一次避難所に待機している職員に安否を報告

⇔ 実際の災害時は、各建物の防火担当責任者が在館者の安否確認を行う。

・安否確認システムからの安否確認メールに回答する。 等

＊R6年度回答率　教員88.8%, 職員88.9%, 学生54.7%

各建物の防火担当責任者（防災マニュアルp48）

避難訓練には関係ない

防火担当責任者（令和7 年 4 月 1 日現在）

建物名称	防火担当責任者
1 号館	教務課長
2 号館	2 号館管理運営委員会委員長
3 号館	3 号館管理運営委員会委員長
5 号館	教務課長
7 号館	教務課長
8 号館	総合研究棟管理運営委員会委員長
9 号館	総合研究棟管理運営委員会委員長
10 号館	総合研究棟管理運営委員会委員長
11 号館	教務課長
12 号館	教務課長
13 号館	教務課長
14 号館	14 号館管理運営委員会委員長
15 号館	15･16 号館管理運営委員会委員長
16 号館	15･16 号館管理運営委員会委員長
17 号館	17 号館管理運営委員会委員長
18 号館	18 号館管理運営委員会委員長
情報教育棟	情報教育棟管理運営委員会委員長
アドバンストリサーチラボラトリー	アドバンストリサーチラボラトリー棟管理運営委員会委員長
講堂(900 番教室)	教務課長
身体運動科学研究棟	総務課長
第 1 体育館	身体運動科学関連棟管理運営委員会委員長
第 2 体育館	身体運動科学関連棟管理運営委員会委員長
19号館	総務課長
ロッカー棟	学生支援課長
駒場図書館	図書課長
駒場博物館	博物館館長
101 号館	副研究科長
102 号館	総務課長
21KOMCEE East	教務課長
21KOMCEE West	教務課長
アドミニストレーション棟	総務課長
図書館書庫	図書課長
男女共同参画支援施設	総務課長
車庫	経理課長
正門守衛所	経理課長
銀杏並木屋外トイレ	総務課長
テニスコート東側屋外トイレ	総務課長
シャワー施設	学生支援課長
ポンプ室	経理課長
学生会館	学生支援課長
課外活動共用施設	学生支援課長
初年次活動センター	学生支援課長
柏蔭舎	学生支援課長
多目的ホール	学生支援課長
コミュニケーションプラザ北館	学生支援課長
コミュニケーションプラザ南館	学生支援課長
コミュニケーションプラザ和館	学生支援課長
キャンパスプラザ A 棟	学生支援課長
キャンパスプラザ B 棟	学生支援課長
格技場	学生支援課長
弓道場	学生支援課長
ラグビー部室	学生支援課長
グライダー格納庫	学生支援課長
山岳部室	学生支援課長
修養道場（三昧堂）	学生支援課長
隠寮	学生支援課長
危険物倉庫	施設担当課長
高圧ガスボンベ室	施設担当課長
薬品倉庫	施設担当課長
ファカルティハウス	研究支援室長
数理科学研究科棟	建物管理運営委員会委員長
数理アネックス	建物管理運営委員会委員長
駒場保健センター	保健･健康推進本部駒場地区管理者（駒場地区診療責任者）
駒場国際教育研究棟(旧6号館)	総務課長

1. 各建物に防火担当責任者が設定されている。
2. 災害時には一次避難場所に避難した
   人員の安否確認をとりまとめ、災害対策本部に報告する。
3. 部局構成員は自分の建物の一次避難場所と防火担当責任者を把握しておくこと。

防災訓練の概要

駒場Ⅰキャンパスにいる**全学生・全教職員**を対象に、授業時間中に大掛かりな防災訓練を実施します。

日時：　**2025年10月22日（水）12:00～**（2限終了10分前から）
　　大規模地震を想定した防災訓練を実施　（本部と同時開催）

12:00　**（1）初期対応訓練**（全員）
12:01　**（2）避難訓練**
　　（11・12・13号館、ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟、数理科学研究科棟）
12:10　**（3）消火訓練**（希望者のみ）

場　所：　駒場Ⅰキャンパス全体
　　（数理科学研究科棟及びｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾌﾟﾗｻﾞ等も含む）

参加者：　訓練実施時に駒場Ⅰキャンパス内にいる全学生及び全教職員

業務に支障のない範囲で、防災訓練へのご協力・ご参加をお願いします。

事前の準備　教員・学生（11・12・13号館、数理科学研究科棟　水2限）

事前に、学生に「訓練について」の文書を掲示(UTAS)

→ 教員（11・12・13号館、数理科学研究科棟　水2限担当）→ 履修学生

・講義中に、訓練が行われることと、一次避難場所を口頭で周知してください。

訓練当日の流れ①

10:25 ～　2限授業開始時

教員（水2限担当）

・12:00から防災訓練を実施することを学生に周知願います。

教員（水2限担当）（11･12･13号館、数理科学研究科棟　）

・一次避難場所と出口を事前に学生にお伝えください。

11:58　**防災訓練 事前アナウンス（全員）**

「駒場Iキャンパスを対象とした防災訓練を開始します」

12:00　**緊急地震速報**（NHKチャイム音）**（全員）**

震度 6弱の揺れが30秒間続くことを想定

訓練当日の流れ②

12:00 初期対応 （全学生・全教職員）（雨天でも実施）

- 授業や研究活動等を中止する
- 揺れている間は動かない
- かばんなどで頭部を保護
- 可能ならば 机の下へ隠れる
- ドアを開けて脱出口を確保

地震速報後
約30秒間

12:01頃 避難指示のアナウンス
（11・12・13号館、ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟及び数理科学研究科棟のみ）

12:05頃 安否確認システムからの安否確認メール 各自回答

12:05頃 避難訓練終了のアナウンス、２限授業を再開
（11・12・13号館、ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟及び数理科学研究科棟以外）

訓練当日の流れ③　11･12･13号館、数理科学研究科棟

12:01頃　避難指示のアナウンス

「安全を確認し、各建物の一次避難場所に移動してください」

12:01頃　**一次避難場所（建物外）への避難　（雨天中止）**

教員（水2限担当）（11･12･13号館、数理科学研究科棟　）

- 「荷物を持って指定の出口から避難場所に移動する」ように学生に伝える。
- 全学生が出たことを確認してから、最後に教室を出る。
- 一人での避難が困難な学生を、学生･教員と一緒に助ける。

学生（水2限）（11･12･13号館、数理科学研究科棟　）

- 荷物を持って、指定の出口から避難場所に移動する。
- 一人での避難が困難な学生を、学生･教員と一緒に助ける。

訓練当日の流れ④

一次避難所に避難

学生・教員（水2限）
（11・12・13号館、ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟及び数理科学研究科棟）

12：10頃　避難訓練終了

※二次避難所への移動は行いません。

※11・12・13号館及び数理科学研究棟の一次避難場所には、担当職員が待機します。

※ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟の一次避難場所は、災害対策本部を設置します。

12：30頃　訓練終了のアナウンス

13：00　3限の授業開始

訓練当日の流れ⑤　　3限からは通常授業

※避難訓練への参加によって学生が3限の授業に遅れた場合には、
この日だけはご配慮いただけるよう、お願いいたします。

12：10　　**消火訓練　（希望者のみ）　（雨天中止）**

コミュニケーションプラザ前に集合してください。

消火器の使用方法を学び、水が入った消火器で試す。

訓練当日の流れ⑥　事務職員関係

事務職員（下記担当以外）

12：00　　初期対応（全員）　かばんなどで頭部を保護
12：01頃　一次避難場所（ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟前）に避難する
~12：10頃　安否確認　課単位で人数報告。

11・12・13号館、数理の避難要員

・保　安　員：　避難訓練の間、号館内を巡回し、防犯に努める。
・避難誘導員：　一次避難場所周辺で、避難誘導などを行う。

災害対策本部

（研究科長（総合文化・数理）・副研究科長（総合文化・数理）、研究科長補佐、環境安全管理室長・副室長、広報委員長、緊急対応教職員、建物応急危険度判定士、自衛消防隊員）

12：01～ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ棟前に設置（震度6弱なので自動参集）
~12：30　安否確認集計結果の報告を受ける

参考： 災害対策本部（防災マニュアルp8)

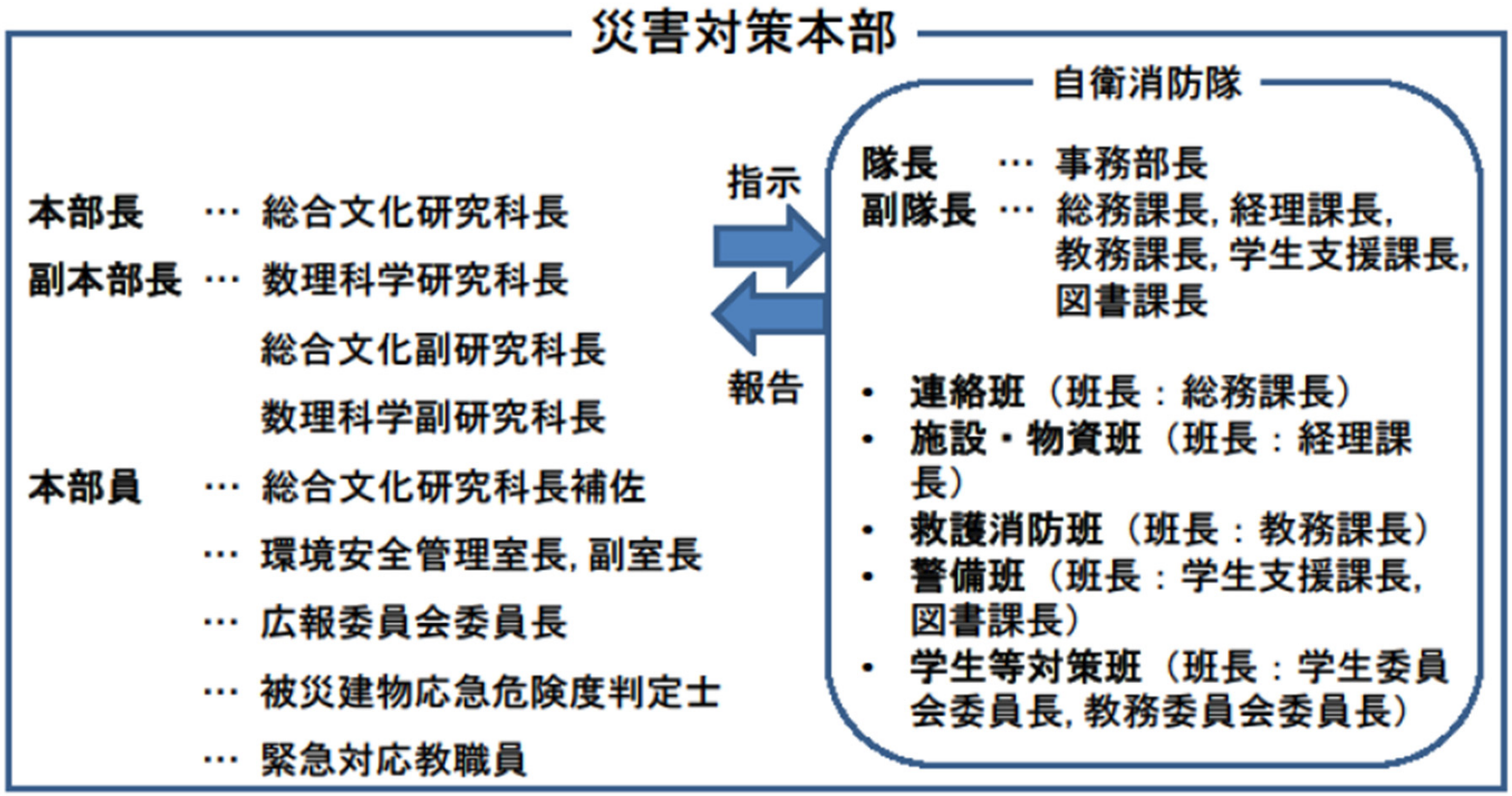

特に役職指定で災害対策本部員となっている方は注意してください。

参考： 参集要員と参集基準(ポケットマニュアル)

✍参集基準

夜間･休日に災害が発生した場合、駒場Ⅰキャンパス教職員は以下の基準に基づき参集することになります。
災害情報等を基に、各自で参集の要否を判断してください。

■参集要員カテゴリー

参集要員カテゴリー	非常（0 次）参集要員	1 次参集要員	2 次参集要員
参集対象者	災害対策本部長、災害対策副本部長、自衛消防隊長、自衛消防隊副隊長、緊急対応教職員	災害対策本部員、自衛消防隊員	駒場Ⅰキャンパス全教職員

■参集基準

災害種類	対象地域	状況	要員別参集基準		
			非常（0 次）	1 次	2 次
地震	①東京 23 区 または ②目黒区、③渋谷区、④世田谷区	震度 6 弱～*	自動参集	自動参集	呼出参集**
		震度 5 強・5 弱	自動参集	呼出参集**	呼出参集**
		～震度 4	適宜判断	適宜判断	適宜判断
地震（予報）	東海地震	予知情報*	自動参集	自動参集	呼出参集**
		注意情報	自動参集	呼出参集**	呼出参集**
火災	学内で被災	全棟避難等	自動参集***	呼出参集**	呼出参集**
	①東京 23 区 または ②目黒区、③渋谷区、④世田谷区	避難勧告	自動参集***	呼出参集**	呼出参集**

* このとき、災害対策本部が自動設置される　　*** 状況によっては参集が困難な場合もあり得るため、各自適宜判断する
** 連絡手段を確保したうえで待機する

訓練対象者について

訓練対象者は駒場Iキャンパスにいる全学生、全教職員です。大学院生、研究員、非常勤講師、事務職員等も含みます。訓練には、業務に支障のない範囲でご協力・ご参加いただきたくお願いいたします。

実際に地震が発生したときには、実験等は中止し、揺れが収まったら火を消すなどの対応をすることになります。しかし、今回の防災訓練時に学生実験等を実施中の場合、火を消したり、安全な場所に隠れたりする訓練を行うと実験に支障を来たす可能性があります。その際には、実験担当の教員（および学生）に訓練内容のご検討をお任せいたします。実験を継続していただいても構いません。ただし、特に安全行動の訓練を行わない場合であっても、「もし本当に地震が来たときには、実験を中止し、ドアを開けて脱出口を確保し、かばん等で頭部を保護する必要がある」ということを、授業等の開始時に学生たちに周知していただき、訓練用の緊急地震速報が聞こえたら、そのことを学生たちに思い出してもらえるよう、ご指導をいただけましたら幸いです。

その他の業務においても、訓練に参加することによって業務に支障を来たす場合には、各教職員・各学生の判断で、業務に支障のない範囲でのご参加をご検討ください。どうぞよろしくお願いいたします。

東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

高校生と大学生のための金曜特別講座

2025年度冬学期（Aセメスター）

10/10（金） 17:30–19:00	生き物はなぜ過酷な環境にも適応できるのか？ ―― 細菌に学ぶ複雑システムの適応原理	若本 祐一　東京大学 教養学部 統合自然科学科・教授
10/17（金） 17:30–19:00	墓石のグローバル・ヒストリー ―― オベリスク型のお墓を求めて	冨澤 かな　東京大学 文学部 人文学科 宗教学宗教史学専修課程・准教授
10/24（金） 17:30–19:00	2次元（描ける）3次元（見える）4次元（感じる？）… 無限次元（るるる？）	高津 飛鳥　東京大学 理学部 数学科・教授
11/7（金） 17:30–19:00	脳の情報処理の仕組みを探る～システム神経科学入門～	北西 卓磨　東京大学 教養学部 統合自然科学科・准教授
11/14（金） 17:30–19:00	感情に歴史はあるか ―― 宗教改革期イギリスにおける信仰と身体	後藤 はる美　東京大学 教養学部 教養学科・教授
11/21（金） 17:30–19:00	医療倫理学への招待	中澤 栄輔　東京大学 医学部 健康総合科学科・教授
11/28（金） 17:30–19:00	メディアとダイバーシティ～DEIから考える新しいリテラシー～	田中 東子　東京大学 大学院情報学環・学際情報学府・教授
12/5（金） 17:30–19:00	みんなで考えるカーボンニュートラル社会	辻 佳子　東京大学 環境安全研究センター・教授
12/12（金） 17:30–19:00	江戸時代の読書生活 ―― 出版は社会と人間に何をもたらしたか	青山 英正　東京大学 教養学部 教養学科・准教授
1/23（金） 17:30–19:00	「プログラムによるプログラミング」の過去と未来	森畑 明昌　東京大学 教養学部 学際科学科・准教授
1/30（金） 17:30–19:00	「ことば」が「ある」という不思議 ―― 精神分析から哲学へ	原 和之　東京大学 教養学部 教養学科・教授
2/6（金） 17:30–19:00	原爆神話と核のタブー ―― 核時代の国際政治	石田 淳　東京大学 教養学部 教養学科・教授
2/13（金） 17:30–19:00	世界を動かす日本のちから ―― AIやパンデミック対応に見るガバナンスの役割	武見 綾子　東京大学 先端科学技術研究センター・准教授

今学期は、オンライン配信のみで開講します。
金曜講座ウェブサイトに記載の方法でお申込みください。
配信希望の中学校・高校・大学は、左記までメールでご連絡をお願いします。
社会人も受講可能です。詳細は金曜講座ウェブサイトをご覧ください。
予定が変更になる場合がございます。ウェブサイトで最新情報をご確認ください。

連絡先：
「高校生と大学生のための金曜特別講座」事務局
〒153-8902　東京都目黒区駒場 3-8-1
電話　080-3254-4016
high-school@komex.c.u-tokyo.ac.jp
https://high-school.c.u-tokyo.ac.jp/

主催：東京大学教養学部
共催：東京大学生産技術研究所
協賛：一般社団法人 東大駒場友の会

東京大学 大学院総合文化研究科・教養学部
The University of Tokyo, Komaba
Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences

経Ｂ１号

東大財決発第１５号
令和７年７月２８日

事務(部)長・主査　殿

財　務　部　長

令和7年度有形固定資産の実査について

東京大学固定資産管理規程第6条第7号及び第24条に基づき、別紙実施要領のとおり実施くださるようお願いいたします。

令和6年1月5日付事務連絡「有形固定資産管理に関する点検強化について」でもお知らせしておりますが、複数部局において不適切な事案(虚偽の実査完了報告、物品番号票(備品シール)の長期間に亘る未発行・未貼付、資産の除却漏れ等)が過去に発覚しており、実査の重要性については繰り返し注意喚起を行っているところです。このような事案は本学の財務諸表の真実性を担保することを妨げることとなりますので、各部局においては実査の意義を改めてご理解いただき、適切に実査を実施くださるようお願いいたします。実査結果を踏まえた管理方法の是正や帳簿記録の修正については、速やかに適切な対策を講じていただくようお願いいたします。

有形固定資産の管理・点検については、昨年度に引き続き、内部監査の確認事項にも含める予定です。

資産情報が適正に管理されていない資産については、国立大学法人総合損害保険(国大協保険)の補償対象とならない可能性があるため、リスク管理の観点からも、実査の重要性について改めてご理解くださるようお願いいたします。

(関係資料)
東京大学固定資産管理規程
東京大学動産管理事務取扱要領
令和６年１月５日付　事務連絡「有形固定資産管理に関する点検強化について」

＜問い合わせ先＞
財務部決算課資産会計チーム
担　当 ： 舛谷・山川・谷中・小山
E-mail ： shisankaikei.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

（別紙）

令和7年度有形固定資産の実査に係る実施要領

東京大学固定資産管理規程第24条に基づく令和7年度有形固定資産の実査については、この要領により行うものとする。

1. 実査の実施

1）有形固定資産について、当該部局の管理する資産の実査を行い、現品の確認、管理状況の適否、帳簿記録の正否を実地に確かめるものとする。
2）なお、今回の実査に限らず、資産管理責任者が必要と認めた場合は、随時実査を実施するものとする。

2. 実査の意義

1）現品の有無や管理状態の適切性について実地に確認し、本学の「財産」及び「資産台帳」を適正に管理する。
2）「資産台帳」と帳簿記録の整合性を確認し、期末決算に正しい帳簿記録を反映することで、財務諸表において有形固定資産の正確な財務情報を開示する。

3. 実査対象

	勘定科目	備考
対象資産	工具、器具及び備品、機械及び装置、 車両及び運搬具、船舶、航空機、生物	○ 国より承継された物品及び平成16年4月1日から実査実施年度7月末までに取得したもの。 ○ 前年度末までに簿価が1円になったものは対象外とする（ただし、「受託研究」「受託事業」「共同研究」財源のものについては別添「受託研究費等で取得した資産の実査について（耐用年数判定表）」を参照すること）。
	美術品（文化財建物を除く）、収蔵品	○ 平成16年4月以降取得分（国からの譲与分は除く）
対象外資産	不動産（土地、建物、建物付属設備、構築物）、少額備品、無形固定資産（ソフトウェア等）、リース資産	

4．実査の方法

1）部局資産担当は、次の手順による実査の実施計画を策定し、事務部門の責任者へ報告する。

2） 実査の手順

＜実査リストの作成・配布＞

- □ 部局資産担当は、全体スケジュールや固定資産実査リスト（様式1）（以下「実査リスト」という）を作成する。進捗状況を資産担当係・チーム内で可視化する。
- □ 部局資産担当は、実査の実施スケジュールについて教授会等部局内会議に付議し、部局内全体で、必要な実施体制を整える。
- □ 部局資産担当は、7月末までに取得した有形固定資産について、8月末までに資産登録し、使用責任者別に実査リストを作成の上、各使用責任者に配付する。その際、資産担当係・チーム内で配布完了を確認する。

＜現物確認＞

- □ 事務部全体で実査強化週間・月間等を設けて集中的に点検する。
- □ 事務と研究室が相互に資産管理状況（故障等がないか、既に廃棄されたものはないか、保管場所に変更はないか等）、備品シールの貼付等を確認する。
- □ 各使用責任者は、配付された実査リストに基づいて、現品の確認、資産の管理状況（著しい破損等の有無、保有場所変更の有無等）について複数名で調査を行う。調査の際、現品の確認ができなかったもの及び管理状態が良好でなかったもの、管理状況に変更があったものについては実査リストの「実査欄」にその旨を記載する。調査終了後実査リストを部局資産担当に期日までに提出する。

＜実査リストの回収・台帳修正＞

- □ 提出された実査リストの「実査欄」に記載された差異の内容について、使用責任者等にヒアリングを行い、また必要に応じて自ら現品の確認を行うなど差異の原因を明確にしたうえで、改善策を含めた処理方針を策定する。
- □ 部局資産担当は、回収した実査リストをもとに、差異の内容について修正処理を行う。財務会計システム及び資産管理システム上変更の必要なものについては速やかに手続を行う。
- □ 実査リストの回収状況・資産台帳の修正処理状況を資産担当係・チーム内で可視化し把握する。

＜資産管理責任者・本部へ報告＞

- □ 部局資産担当は、回収した実査リストを添付して実査完了の決裁をとる等、資産管理責任者に報告を行う。
- □ 部局資産担当は、実査の完了報告について教授会等部局内会議に付議する。
- □ 本部への報告を行う（様式2）。資産担当係・チーム内で報告完了を共有する。

5. 実査スケジュール

8月～	スケジュール・実査リストを作成
	教授会等会議にて部局内に周知。実査リストを各使用責任者に配付
	実査の実施
12月中旬頃	各使用責任者より実査リストの回収等
1月下旬頃	修正作業等の完了・資産管理責任者への報告（部局内決裁）
1月～	教授会等、部局内会議にて報告
1月下旬迄	資産管理責任者から本部への報告（Forms）

※以上のスケジュールは目安であり、各部局の日程に合わせて実施して下さい。

6. 報告

提出期限 ： 令和8年1月30日（金）

提出先 ： https://forms.office.com/r/VV3Q3Pajxn

※上記リンクから「（様式2）実査完了報告書」をアップロードして下さい。

7. その他

1）実査リストについては、財務会計システムの「資産一覧表」を使用し、作成すること。なお、各部局にて美術品・収蔵品に係る一覧表を出力する際は別添の「資産一覧表出力マニュアル」を参照すること。

2）平成22～26年度、および令和5、6年度に「大学運営費」で取得した資産（資産台帳での財源表記は「運営費交付金」）については、「国立大学法人東京大学の運営費交付金及び授業料に関する取扱要領」に基づき、決算整理上「運営費交付金」から「授業料」へ一部資産台帳の財源表記を変更しているが、発行済みの物品番号票（資産シール）の財源表記を修正する必要はない。

3）まだ配付・貼付をしていない物品番号票がある場合は、実査リストを各使用責任者に配付する際に併せて配付するなどの措置を遅滞なく講じること。

4）貸付等により遠方にある資産についても、現地使用者が現物確認を行う、もしくは現物確認のための写真を送付してもらい確認する等の方法で実査を実施すること。

令和 7 年 9 月 18 日
経理課 用度チーム

令和 7 年度有形固定資産の実査実施スケジュール（教養学部）

8 月 29 日(金)迄	スケジュール・実査リストを作成
9 月 9 日(火)14 時	教授会前にスケジュール等ご報告
9 月 18 日(木)	教授会等会議にて部局内に周知
9 月 19 日(金)	実査リストを各使用責任者に配付
	実査の実施
11 月 21 日(金)	各使用責任者より実査リストの回収
12 月 26 日(金)迄	事務部による実査（実査強化月間）
1 月 14 日(水)	修正作業等の完了・資産管理責任者への報告（部局内決裁）
1 月 15 日(木)	教授会等、部局内会議にて報告
1 月 30 日(金)迄	事務部長から本部への報告（Forms にて）

研究倫理ウィーク
RESEARCH ETHICS WEEK

研B4号

研究倫理に関する問題は、たとえ一件でも発生すれば
学術研究に対する社会からの信頼を大きく損ないます。
東京大学は、「研究倫理アクションプラン」を策定し、
学生及び研究者に対する教育・研修や啓発活動の充実などの取り組みを進めています。

高い研究倫理を東京大学の精神風土に

研究倫理セミナー

責任ある研究とイノベーションの浸透と実践－その2－

東京大学では、研究倫理アクションプランに基づき「研究倫理ウィーク」を定めています。
2025年度研究倫理ウィーク：9/24 Wed. ～9/30 Tue.
各部局において、研究倫理に関する取組みを積極的に実施します。
なお、研究倫理推進室では、RRI・ELSIに関する下記セミナーを開催いたします。

9.26 Fri.
15:00-17:00
オンライン配信

プログラム

15:00　開会・挨拶
　研究倫理推進室長：藤垣 裕子　理事・副学長

15:05　基調講演
「責任ある研究とイノベーションの推進における諸課題」
　唐沢 かおり 教授（人文社会系研究科）

15:35　分野別の話題提供
- 川原　圭博 教授（工学系研究科）
- 武藤　香織 教授（医科学研究所）
- 田中　亘 教授（社会科学研究所）
- 高橋　孝明 教授（空間情報科学研究センター）

16:25　パネルディスカッション

17:00　閉会

※タイムスケジュールは変更する場合がございます。
　あらかじめご了承ください。

参加方法

事前の登録が必要です。
参加申込フォームより9月19日（金）までにお申し込みください。
（https://forms.office.com/r/7G3MsJGbJW）
※UTokyo Accountでのログインが必要です。
　ログインできない場合は、右記問合せ先に氏名・所属・職名・メールアドレスをお知らせください。

主催：研究倫理推進室

（問合せ先）
本部研究倫理推進課
kenkyu-kihan.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

令和７年度　研究倫理ウィーク特別企画「研究倫理セミナー」

●テ ー マ　「責任ある研究とイノベーションの浸透と実践－その２－」

●日　　時　令和 7 年 9 月 26 日（金）　15:00 ～ 17:00
※研究倫理ウィーク期間：令和 7 年 9 月 24 日（水）～30 日（火）

●開催形式　オンライン配信

●主　　催　研究倫理推進室

●対　　象　学内構成員（学生、教職員等）

●タイムスケジュール

15:00～（ 5 分）	開会・挨拶 研究倫理推進室長：藤垣　裕子 理事・副学長
15:05～（30 分）	基調講演「責任ある研究とイノベーションの推進における諸課題」 唐沢　かおり 教授（本学　人文社会系研究科）
15:35～（40 分）	分野別の話題提供 ・川原　圭博 教授（本学　工学系研究科） ・武藤　香織 教授（本学　医科学研究所） ・田中　亘 教授（本学　社会科学研究所） ・高橋　孝明 教授（本学　空間情報科学研究センター）
16:15～（10 分）	休憩
16:25～（30 分）	パネルディスカッション 藤垣　裕子 室長、松田 康弘 副室長（物性研究所 教授）、 唐沢　かおり 教授、川原　圭博 教授、武藤　香織 教授、 田中　亘 教授、高橋　孝明 教授
17:00	閉会

※タイムスケジュールは変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

研究費の不正使用の注意喚起

過去に不正認定された事例に学び、不正使用とならないように注意しましょう。

＜目的外の旅費編＞

法政大学で発生した事例

✖ 教員の外部資金用務での海外出張として、他法人が主催するツアー代金が外部資金から支出されていた。当該ツアーの目的と教員の外部資金研究課題には一定程度の関連性が認められるものの、一部のツアーについては直接的な関連性が認められなかった。

【補足】

＜目的外の謝金編＞の法政大学で発生した事例と同一教員による案件です。

法政大学では、『「この活動は、科研費研究課題と直接の関連性がある」といった甘い認識があり、それが不正使用等の要因となったものと認められる』としています。

ツアー代金の支出がすべからく認められないというわけではなく、本件も、一部のツアーについて直接的な関連性が認められず、目的外使用であるとされたものです。研究課題遂行上の必要性の説明責任は研究者が負うため、私的なツアーとの切り分けに十分に注意してください。

首都大学東京（当時）で発生した事例

✖ 教員は、学会開催会場に赴きながらも学会には参加せず、旅費申請・出張報告に学会参加と記載し、外形的には旅費支出に必要な要件を満たした資料を提出し、旅費を受給した。

【補足】

教員は、学会開催地周辺への出張については、用務に関わらず学会参加という名目で申請すればよいという思い込みで行動していたとのことです。

首都大学東京（当時）は、

- 出張先に行ったことは確認できているが、研究を目的とした出張であるとは言えず、研究費不正に当たる
- 出張先での研究を目的とした具体的な行動が確認できず、旅費の使途が研究目的でないため、私的流用があった

と判断しました。

文科省 HP に記載されている過去の研究機関における不正使用事案
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

おかえり、つながり、銀杏祭

年に一度開催する秋のお祭り、ホームカミングデイ。もともとはアメリカの大学のイベントでしたが、近年では日本でも定着しはじめています。東京大学もホームカミングデイを盛大に開催しており、昨年は約8,000名の来場者にお越しいただきました。
卒業生をはじめとして、どなたでも参加可能です！　懐かしの同期と、仲のいい友人と、お子さまと、もちろんおひとりでも、10月18日はぜひ本郷キャンパスに足を運び、"オール東大の祭典"をお楽しみください。
※本郷キャンパスや駒場キャンパスにありみなさまにもなじみ深い銀杏並木から、「銀杏祭」として今年度ホームカミングデイのキャッチコピーに採用しました。

2025/9/18現在

2025年度　研究科長室、専攻長・系長、図書館長、機構長、センター長等

	研究科長・学部長 (2025.4.1～2027.3.31)	超域文化科学専攻	寺田　寅彦
(選挙)	副研究科長・副学部長 (2025.4.1～2026.3.31)	地域文化研究専攻	川喜田　敦子
(選挙)	副研究科長・副学部長 (2025.4.1～2027.3.31)	生命環境科学系	道上　達男
(指名)	副研究科長・副学部長 (2025.4.1～2026.3.31)	国際社会科学専攻	清水　剛
(指名)	副研究科長・副学部長 (2025.4.1～2026.3.31)	広域システム科学系	横山　ゆりか
	副研究科長・副学部長	事務部長	大久保　伸一
(指名)	総　長　補　佐 (2025.4.1～2026.3.31)	生命環境科学系	新井　宗仁
(委嘱)	研究科長補佐 (2025.10.1～2026.9.30)	言語情報科学専攻	三浦　あゆみ
(委嘱)	研究科長補佐 (2025.4.1～2026.3.31)	相関基礎科学系	塩見　雄毅
	研究科長特任補佐(教育の国際化)	国際環境学教育機構	成田　大樹
	研究科長特任補佐(ジャーナルの契約整理)	相関基礎科学系	柳澤　実穂
	研究科長顧問(法務)	国際社会科学専攻	小粥　太郎
	研究科長顧問(国際広報)	超域文化科学専攻	John William O'Dea
	研究科長特別顧問	平谷・八百屋法律事務所　弁護士	八百屋　伴声
	研究科長特別顧問	名誉教授	加藤　道夫
	言語情報科学専攻長		小林　宜子
	超域文化科学専攻長		渡邊　日日
	地域文化研究専攻長		和田　毅
	国際社会科学専攻長		西村　弓
	広域科学専攻長		松田　恭幸
	生命環境科学系長		佐藤　守俊
	相関基礎科学系長		寺尾　潤
	広域システム科学系長		齋藤　晴雄

	駒場図書館長 （2024.4.1～2027.3.31）	石田　淳
	総合文化研究科図書館長 （2024.4.1～2026.3.31）	岡本　拓司
（任命）	教養教育高度化機構長 （2025.4.1～2027.3.31）	増田　建
（任命）	グローバル地域研究機構長 （2024.4.1～2026.3.31）	森井　裕一
（任命）	PEAK・GPEAK統括室長 （2024.4.1～2026.3.31）	清水　剛
（任命）	国際環境学教育機構長 （2024.4.1～2026.3.31）	成田　大樹
（任命）	国際日本研究教育機構長 （2024.4.1～2026.3.31）	前島　志保
（任命）	先進科学研究機構長 （2024.4.1～2026.3.31）	福島　孝治
（任命）	グローバルコミュニケーション研究センター長 （2025.4.1～2027.3.31）	高橋　英海
（委嘱）	国際交流センター長 （2025.4.1～2027.3.31）	キハラハント　愛
（任命）	複雑系生命システム研究センター長 （2024.4.1～2026.3.31）	澤井　哲
（任命）	進化認知科学研究センター長 （2024.4.1～2026.3.31）	四本　裕子
副研究科長（文系選挙）	東アジアリベラルアーツイニシアティブ長 （2025.4.1～2026.3.31）	川喜田　敦子
（任命）	共生のための国際哲学研究センター長 （2025.4.1～2027.3.31）	梶谷　真司
（任命）	駒場アカデミック・ライティング・センター長 （2025.4.1～2026.3.31）	土屋　和代

備考：研究科長に事故があるとき又はその他研究科長の職務遂行に支障のあるときは、副研究科長が以下の順により研究科長の職務を代理する。
1. 評議員の副研究科長
2. 1.でない、選挙で選出された副研究科長
3. 1.と同じ系（文・理）の指名の副研究科長

総Ｂ６号

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現　　行

（略）

別表

部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	（略）			
	地域文化研究専攻地中海・イスラム地域文化講座イスラム比較地域論分野	准教授 講　師	５年。ただし、令和１０年３月３１日を超えることはできない。	再任可。ただし、１回限りとし、再任後の任期は令和１０年３月３１日を超えることができない。
	（略）			
（略）				

改　　正

（略）

別表

部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	（略）			
	地域文化研究専攻地中海・イスラム地域文化講座イスラム比較地域論分野	准教授 講　師	５年。ただし、令和１０年３月３１日を超えることはできない。	再任可。ただし、１回限りとし、再任後の任期は令和１０年３月３１日を超えることができない。
	国際社会科学専攻国際研究先端大講座総合学術分野Ⅱ	准教授	３年。ただし、令和１０年３月３１日を超えることはできない。	再任不可。
	（略）			
（略）				

附　則

この規則は、令和７年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）（令和　年　月　日東大規則第　　号）

総Ｂ７号

改正理由：大学院総合文化研究科において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現　　行

（略）

別表

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等				
（略）					
大学院総合文化研究科	（略）				
	地域文化研究専攻地中海・イスラム地域文化講座イスラム比較地域論分野	准教授 講　師	５年。ただし、令和１０年３月３１日を超えることはできない。	再任可。ただし、１回限りとし、再任後の任期は令和１０年３月３１日を超えることができない。	法第４条第１項第１号
	（略）				
（略）					

改　　正

（略）

別表

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等				
（略）					
大学院総合文化研究科	（略）				
	地域文化研究専攻地中海・イスラム地域文化講座イスラム比較地域論分野	准教授 講　師	５年。ただし、令和１０年３月３１日を超えることはできない。	再任可。ただし、１回限りとし、再任後の任期は令和１０年３月３１日を超えることができない。	法第４条第１項第１号
	国際社会科学専攻国際研究先端大講座総合学術分野Ⅱ	准教授	３年。ただし、令和１０年３月３１日を超えることはできない。	再任不可。	法第４条第１項第１号
	（略）				
（略）					

附　則

この規則は、令和７年１２月１日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

コモレビラウンジ_サイネージ案

経Ｂ２号

センターパネル

- 室名サイネージ× 1

階段横　壁面

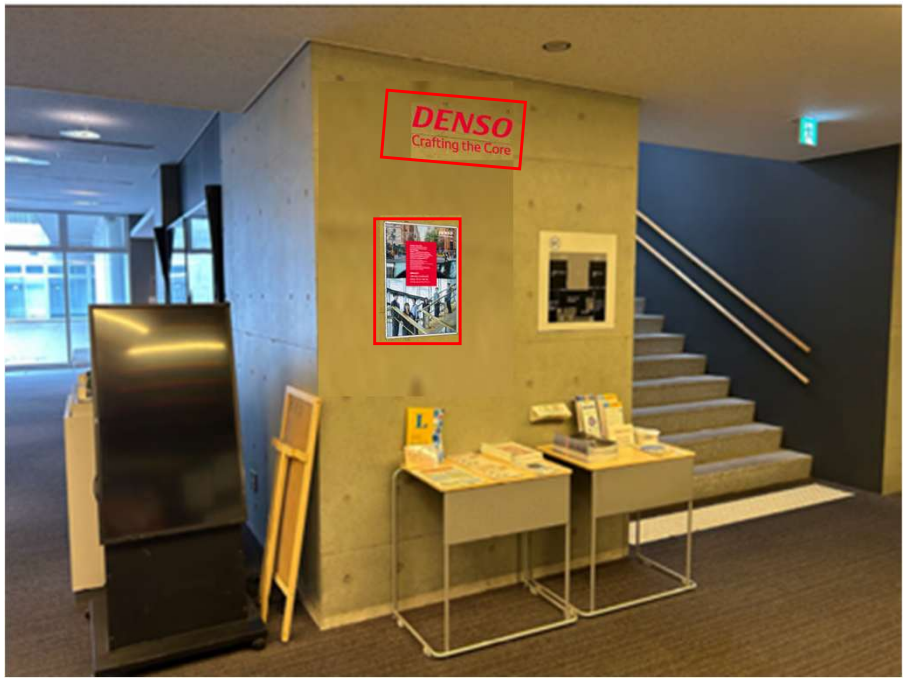

- 室名サイネージ× 1
- 情報ボード× 1

壁面（中央）

- 室名サイネージ（壁面のみ）× 1
  （ガラス面のサイネージは無し）

手洗い場横

- 室名サイネージ× 1

階段下_EV扉

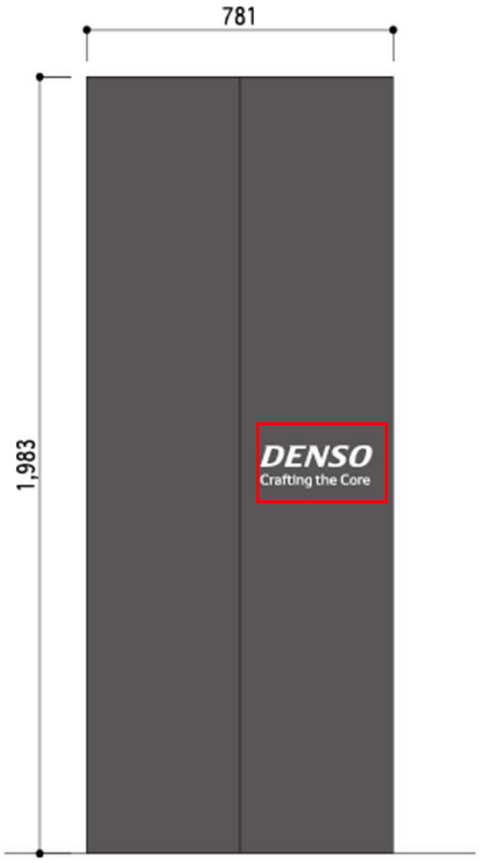

- 室名サイネージ× 1

尚、エレベーターの扉は、各階の床レベルに合わせて個別に設置されており、当該フロアで表示されているサイネージは、その階の扉にのみ表示され、他の階の扉には表示されません。

第一体育館　サイネージ設置スペース案

１階エントランス

サイネージ設置の想定範囲

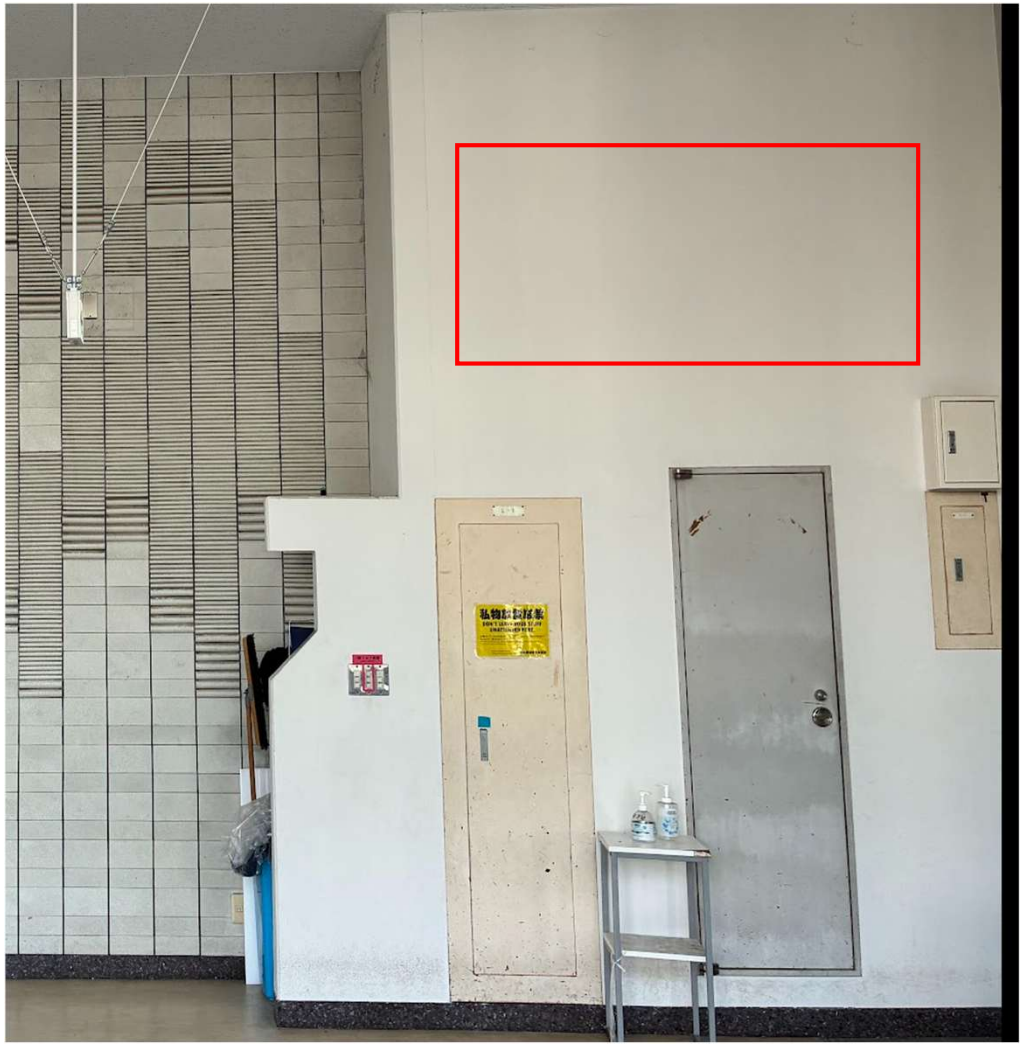

１階　柔道場

柔道場入口（表）

柔道場入口（裏）

柔道場内部（側面）

武道場、剣道場ともに、入口の表/裏、場内側面の空きスペースにサイネージを設置

１階　剣道場

柔道場と同様に、入口の表・裏に加え
内部の空きスペースにサイネージを設置

各階　階段スペース

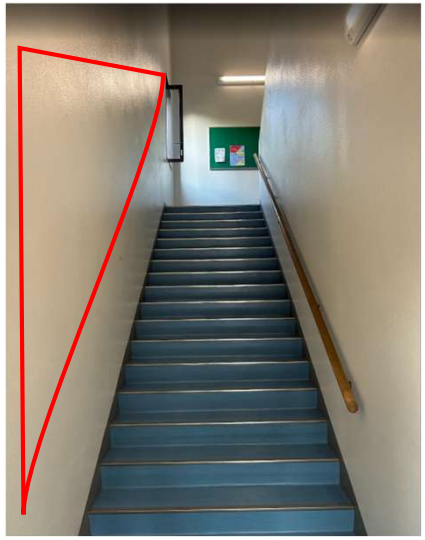

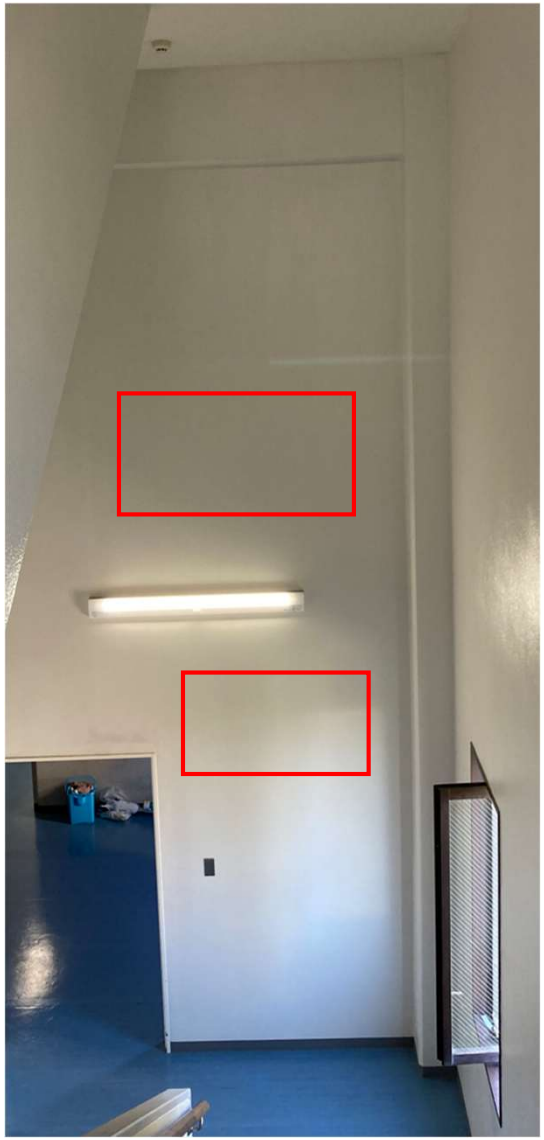

３階 球技場

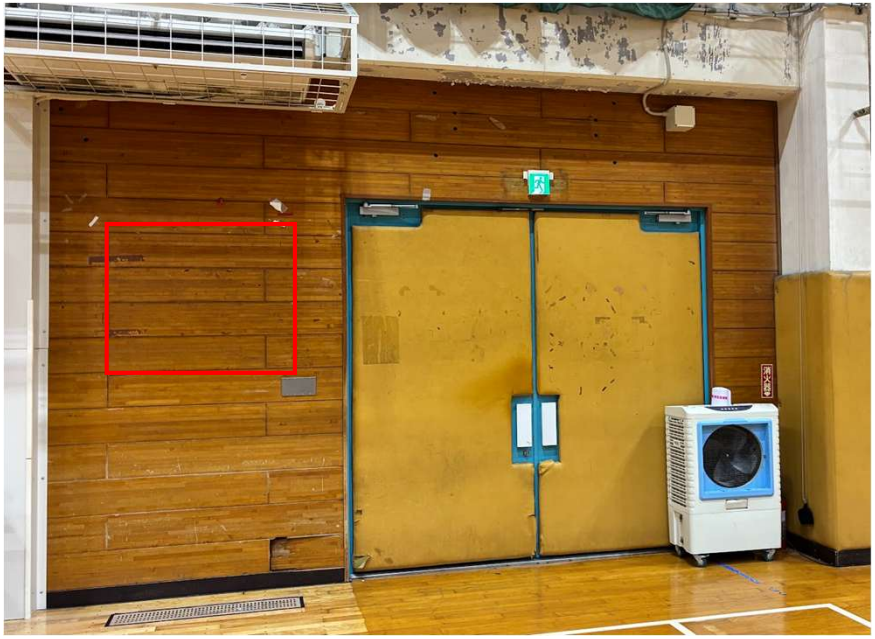

2階 卓球場/室名サイネージ／インフォメーションボード設置イメージ

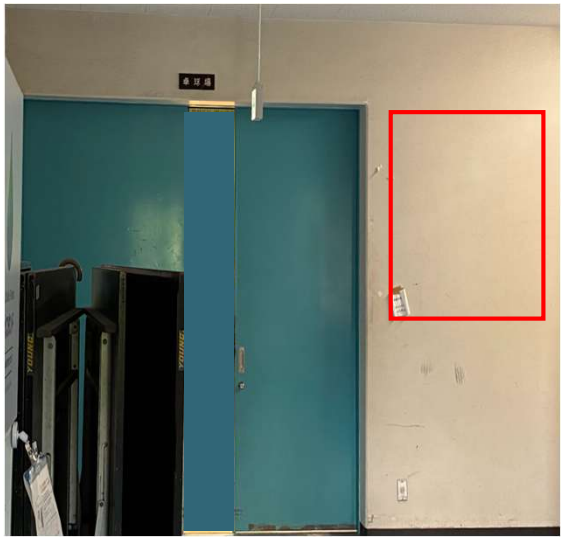

※画像はイメージです。

※室名サイネージ参考イメージ

3階球技場と同様に、入口の表・裏に加え
内部の空きスペースにサイネージを設置

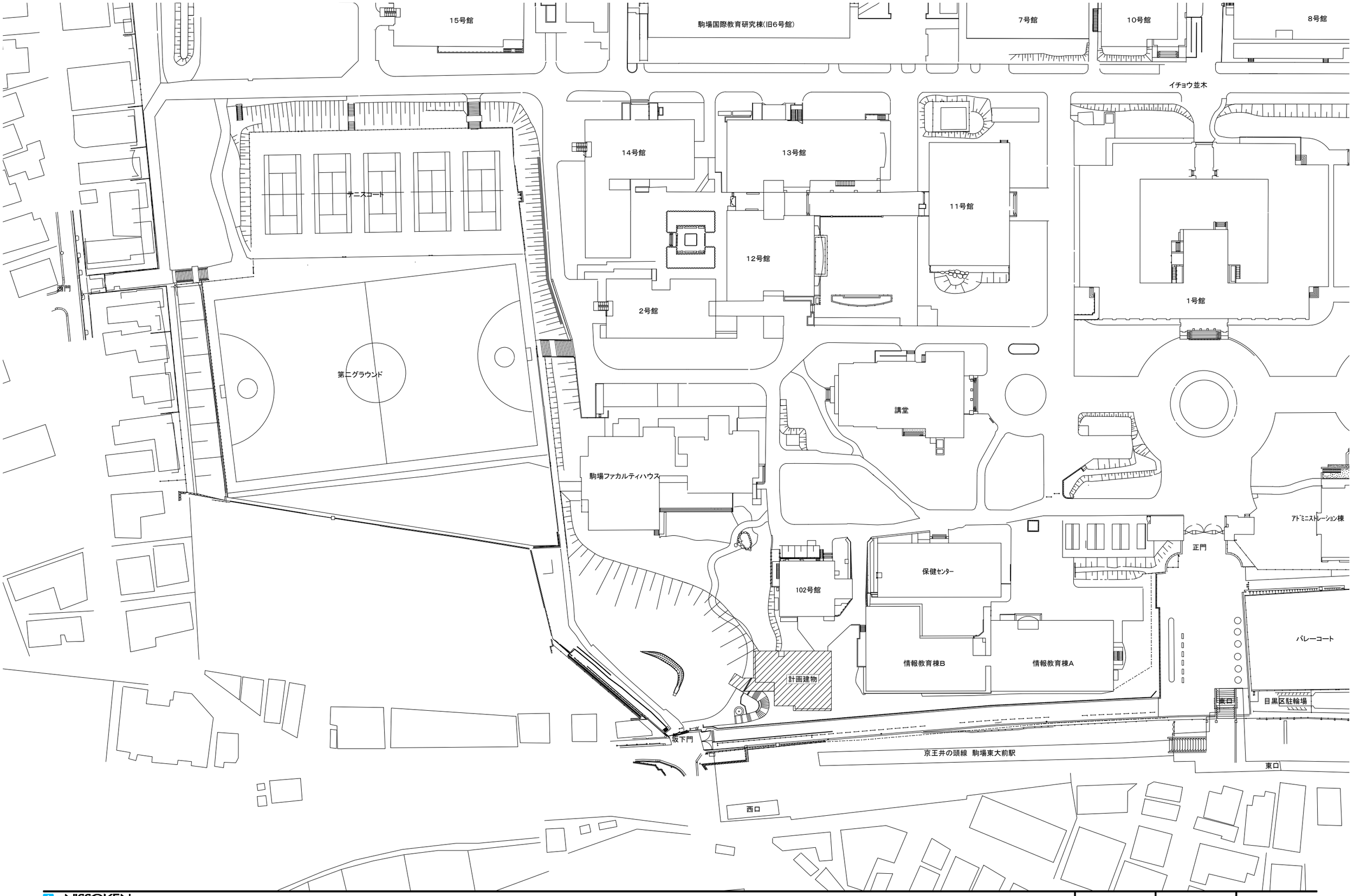
15号館
駒場国際教育研究棟(旧6号館)
7号館
10号館
8号館
イチョウ並木
14号館
13号館
11号館
12号館
2号館
1号館
テニスコート
西門
第二グラウンド
講堂
駒場ファカルティハウス
アドミニストレーション棟
正門
102号館
保健センター
バレーコート
情報教育棟B
情報教育棟A
計画建物
東口
目黒区駐輪場
坂下門
京王井の頭線　駒場東大前駅
東口
西口

駒場　ファカルティ・ハウス

仕上凡例			
色塗り無し	既存のまま		外灯：街路灯
	アスファルト舗装（重車両用）		外灯：庭園灯
	洗い出し舗装		外灯：アッパーライト
	土系舗装		外灯：建築化照明器具
	コンクリート　刷毛引き仕上げ 浸透性表面強化剤塗り		
	緑地 土埋戻しの上、地被類（キチジョウソウ等）		
新 ○○○	新植樹木　○○○：樹種名 サクラ、モミジ、シラカシ シンボルツリー：ナナミノキ　又は、カヤノキ		
	縁石 コンクリート縁石＋L型見切り板		
	土留め		
	雨水側溝　W250（点線表現：埋設配管） 雨水桝　□600		
	ゴロタ石敷側溝　W300		
35.46	既存地盤レベル		
35.46	計画レベル		

102号館

A-A'

B-B'

C-C'

展示用サインパネル（ギャラリー）4ヶ所
建築化照明器具付き

目隠し壁

スロープ勾配 1/25

落下防止立上り
建築化照明器具付き

手摺

KBM. 2
H＝37.292

室外機置場（仮）

雨水配管 φ250

セミナー倉庫 8.5m／－

セミナー室 64.2m／42

閉架書庫
(6,840冊＝38連×180冊・A4)
(24,990冊＝119連×210冊・B5)
合計：31,830冊
59.6m／126

AGWC 19.1m／－

多WC

EPS 7.92m／－

司書作業スペース

書庫＋閲覧室
(6,000冊)
※内部レイアウト協議中

風除室1 8.1m／－

ホール1 62.1m／－

レンタルラボA（自習室・カフェ）

EV (11人乗)

誘導ブロック 300角

新シラカシ

8,100

15,200

7,100

60

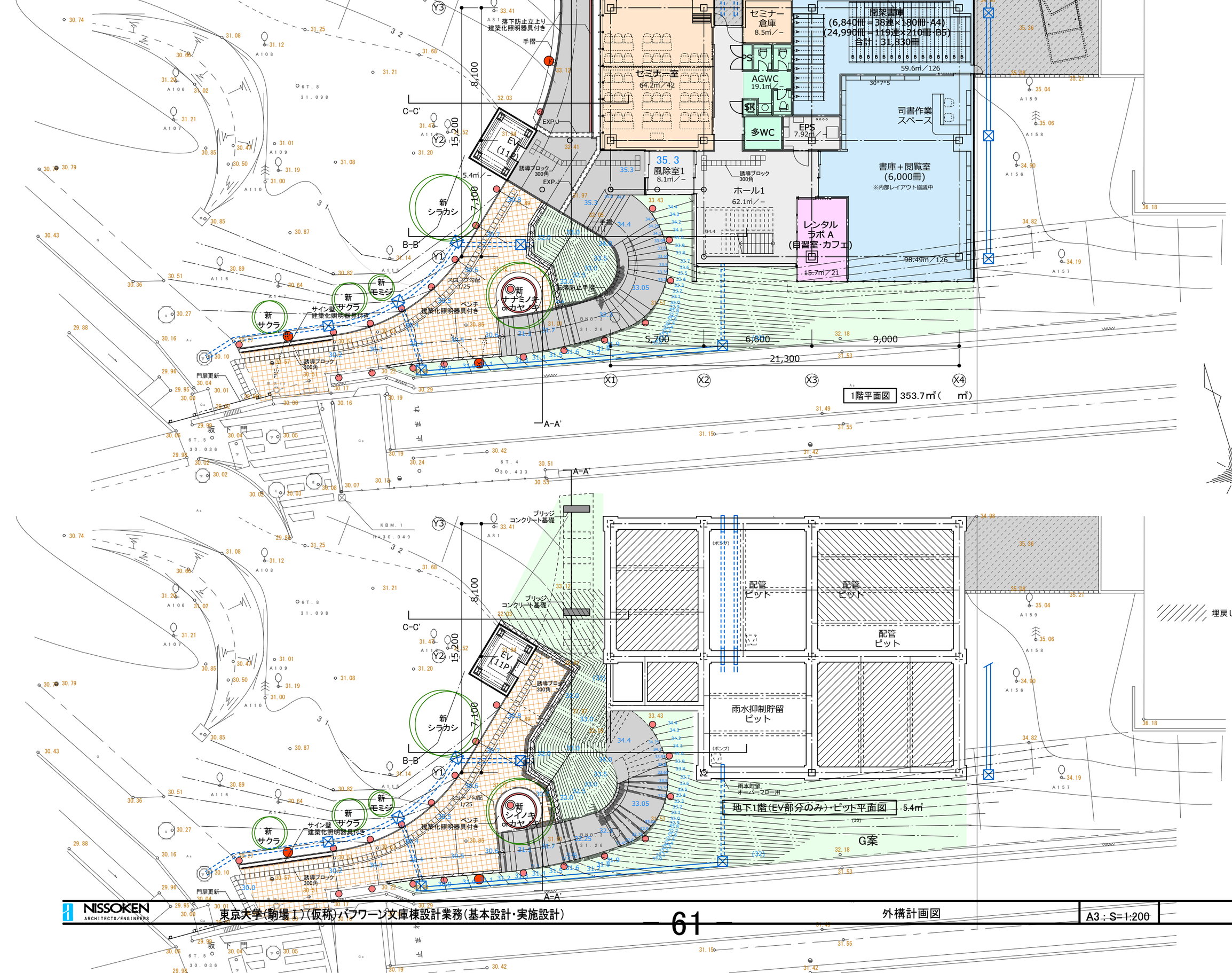
セミナー
倉庫
8.5㎡／－
閉架書庫
(6,840冊＝36連×180冊・A4)
(24,990冊＝119連×210冊・B5)
合計：31,830冊
59.6㎡／126
セミナー室
64.2㎡／42
AGWC
19.1㎡／－
PS
SK
多WC
EPS
7.92㎡
司書作業
スペース
書庫＋閲覧室
(6,000冊)
※内部レイアウト協議中
35.3
風除室1
8.1㎡／－
ホール1
62.1㎡／－
誘導ブロック
300角
EXP.J
EV
(11P)
5.4㎡／－
レンタル
ラボ A
(自習室・カフェ)
98.49㎡／126
15.7㎡／21
新
シラカシ
新
モミジ
新
サクラ
新
サクラ
新
ナナミノキ
or カヤ
新
シイノキ
or カヤ
サイン壁
建築化照明器具付き
ベンチ
建築化照明器具付き
スロープ勾配
1/25
転落防止手摺
手摺
門扉更新
誘導ブロック
800角
誘導ブロック
300角
坂下門
A81 落下防止立上り
建築化照明器具付き
8,100
15,200
7,100
5,700
6,600
9,000
21,300
X1
X2
X3
X4
Y1
Y2
Y3
A–A'
B–B'
C–C'
1階平面図 353.7㎡（ ㎡）
ブリッジ
コンクリート基礎
(ポンプ)
雨水抑制貯留
ピット
配管
ピット
埋戻し
雨水貯留
オーバーフロー用
地下1階(EV部分のみ)・ピット平面図 5.4㎡
G案

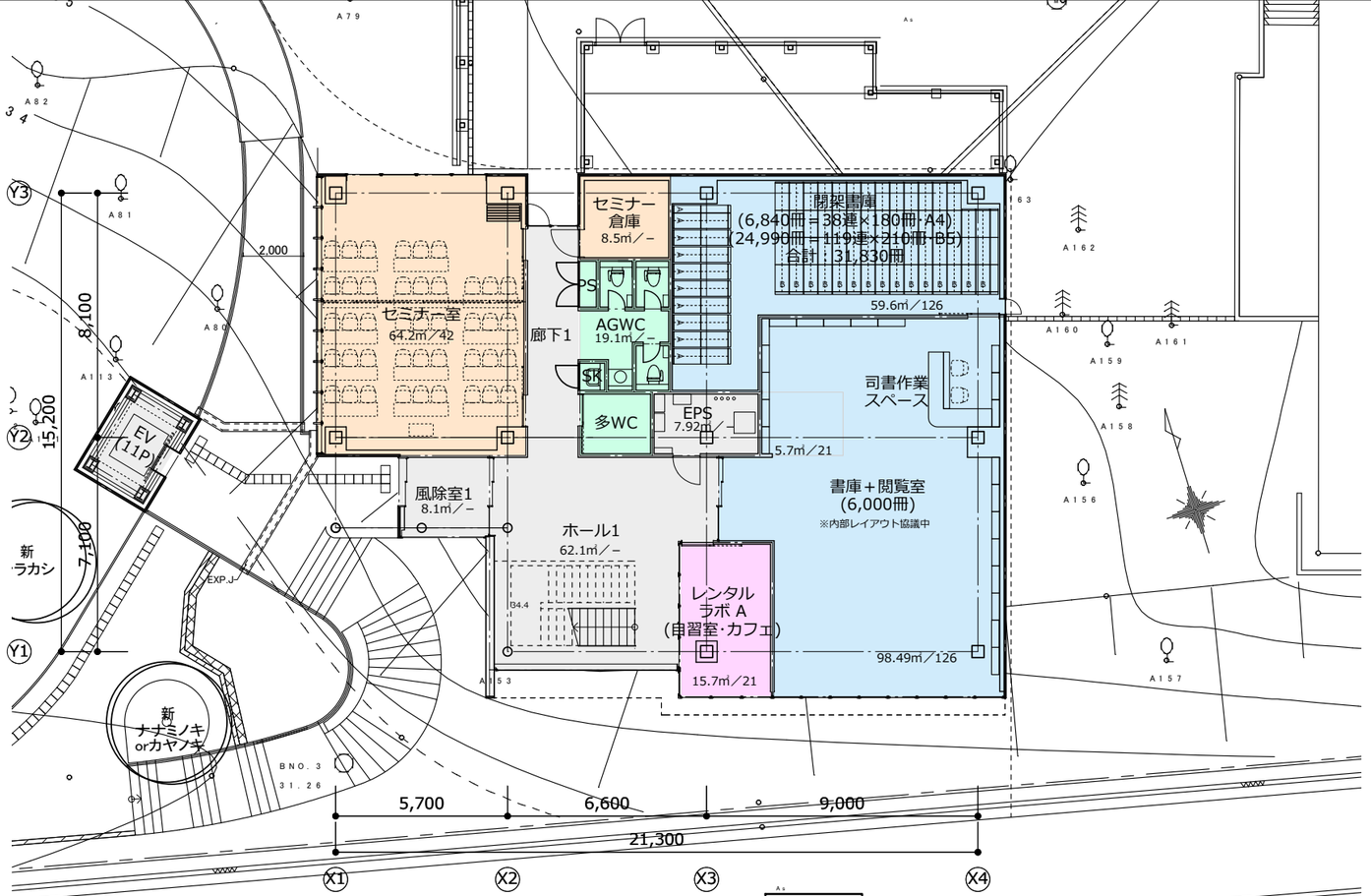

1階平面図　358.5㎡（　㎡）

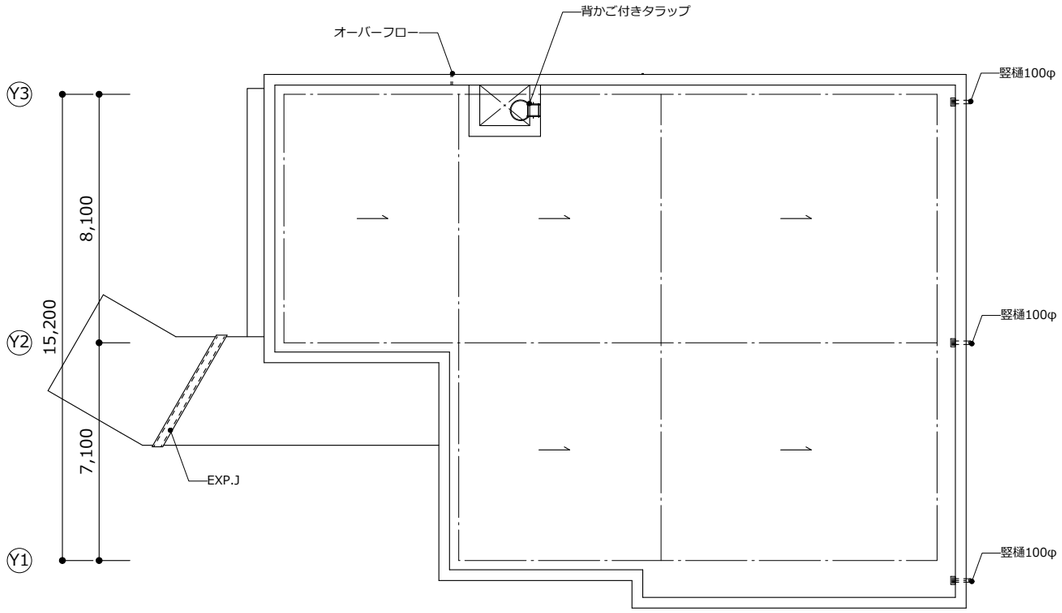

屋根伏図

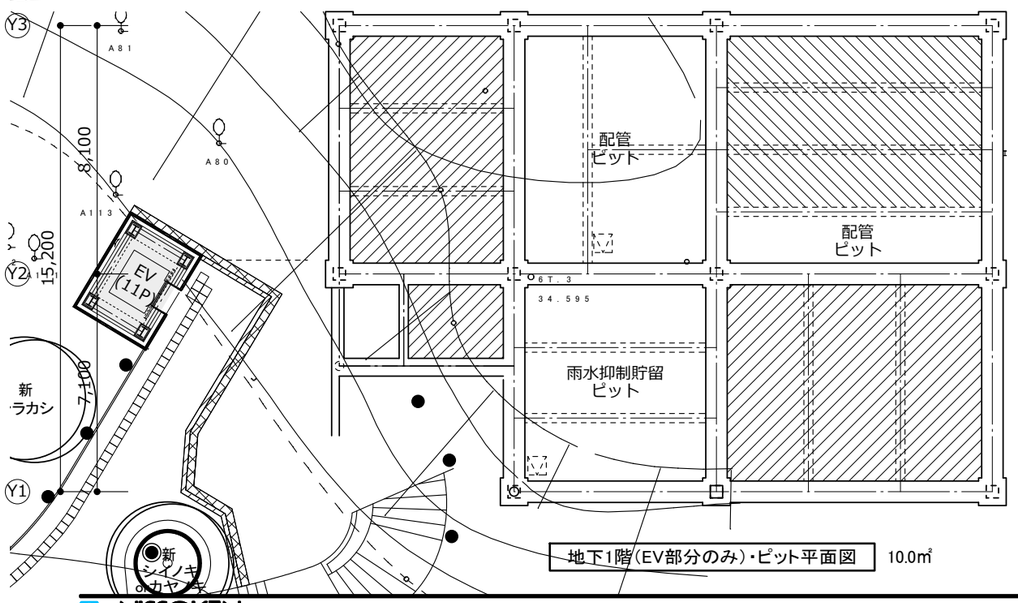

地下1階(EV部分のみ)・ピット平面図　10.0㎡

166.7㎡/168		パフワーン文庫
156.0㎡/168		事務室・教員・共同研究室、セミナー室
166.5㎡/168		レンタルラボ
45.8㎡/–		WC
184.0㎡/–		廊下・EV・階段
㎡/–		テラス
		埋戻し

※掘削土量：約650㎡

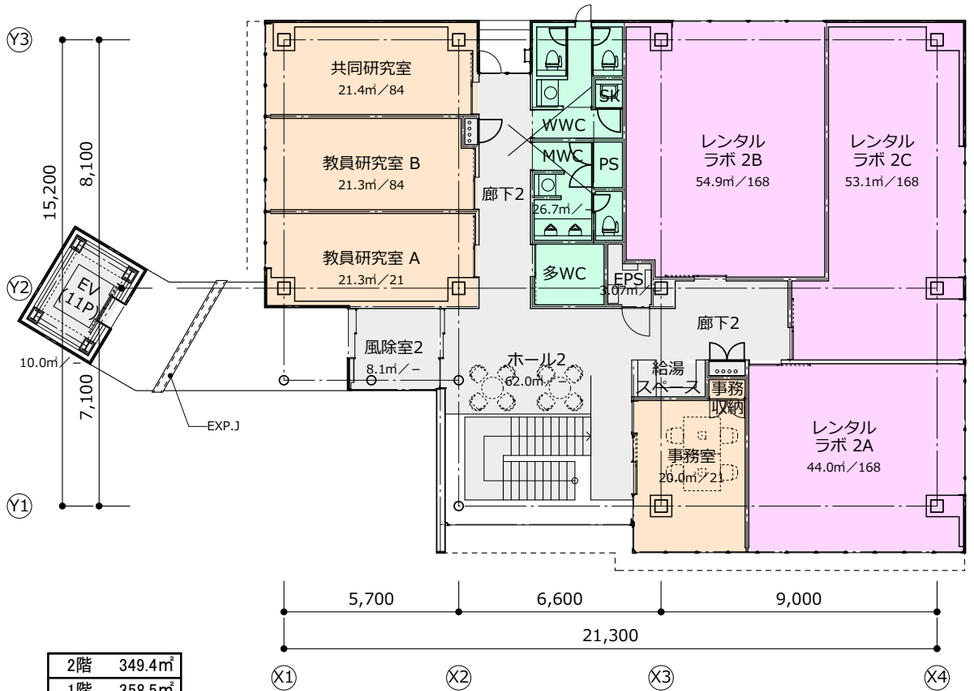

2階	349.4㎡
1階	358.5㎡
B1階	10.0㎡
計	718.0㎡

2階平面図　349.4㎡（　㎡）

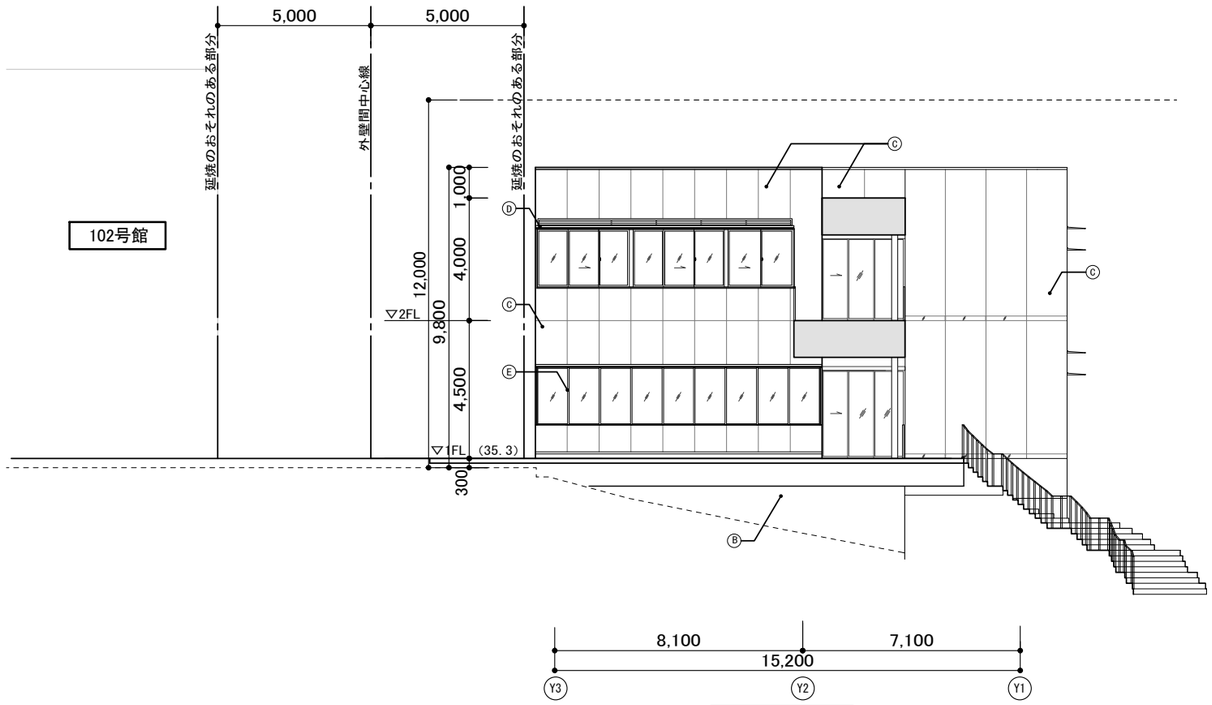

西側立面図

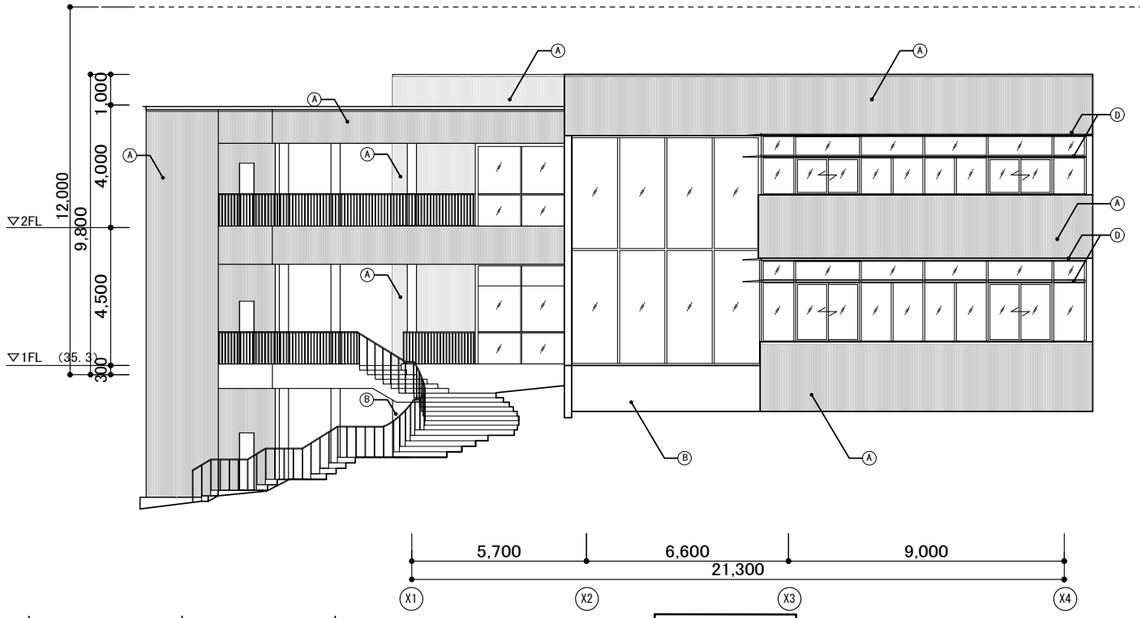

南側立面図

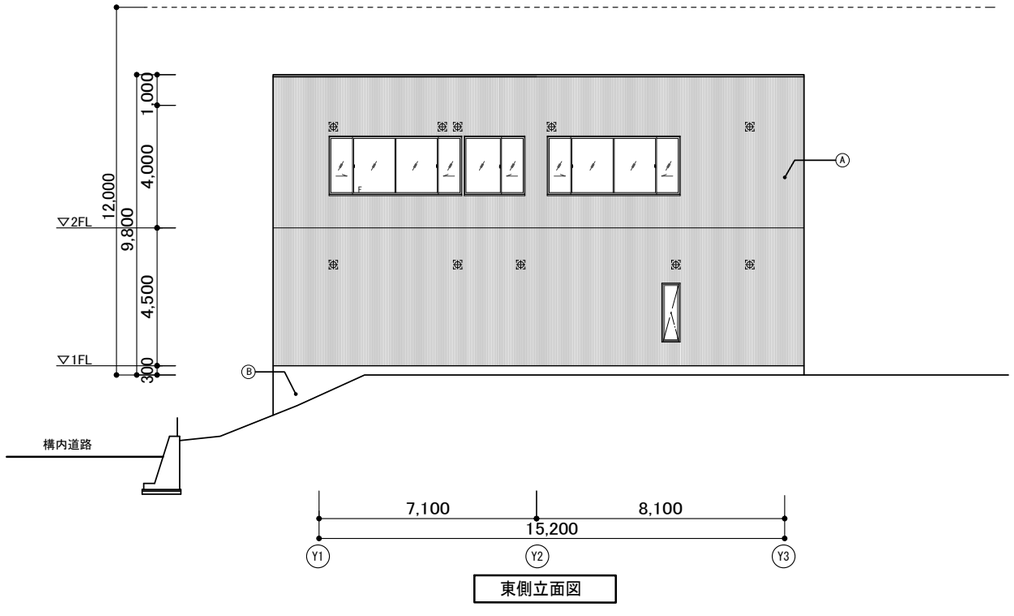

東側立面図

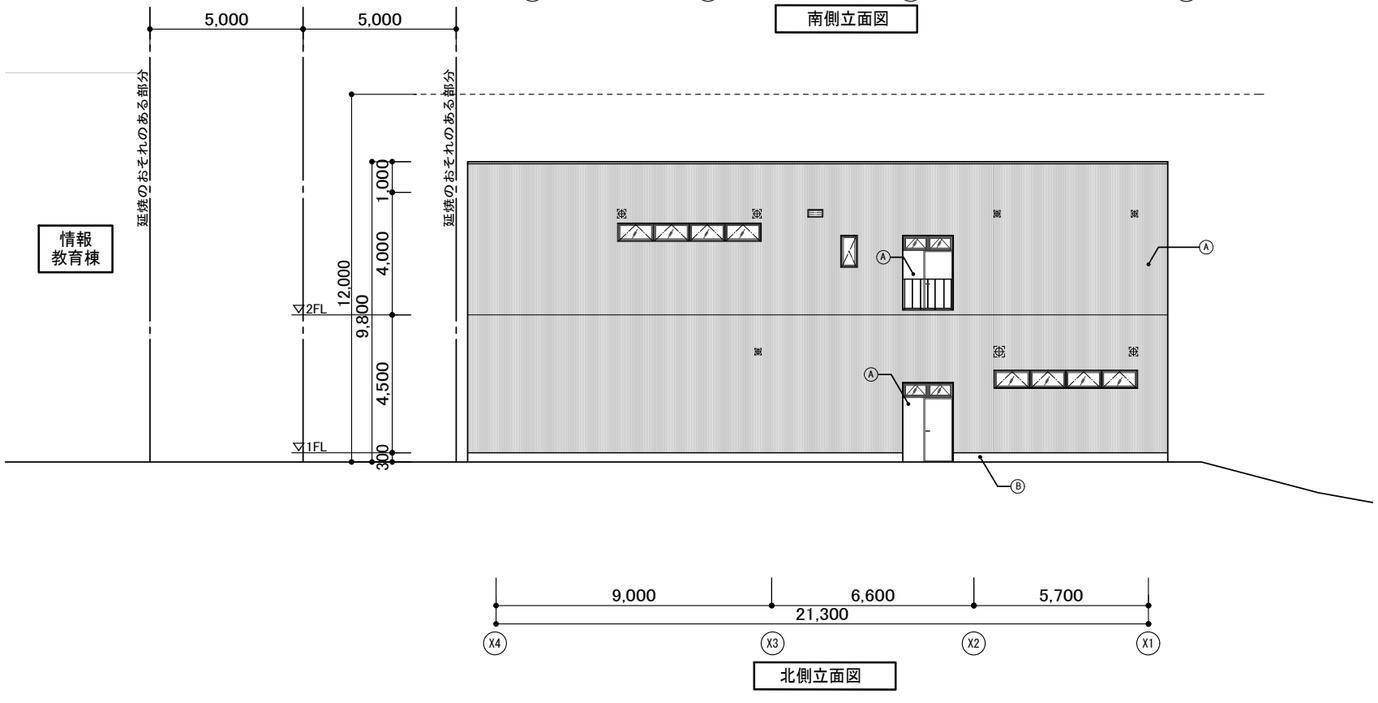

北側立面図

仕上凡例	
Ⓐ	ECP（リブ付き）+塗装
Ⓑ	RC打放し+塗装（クリア）
Ⓒ	アルミパネル
Ⓓ	アルミ庇 (D=600 フッ素樹脂焼付塗装)
Ⓔ	アルミ化粧フィン (250×50×1500 フッ素樹脂焼付塗装)

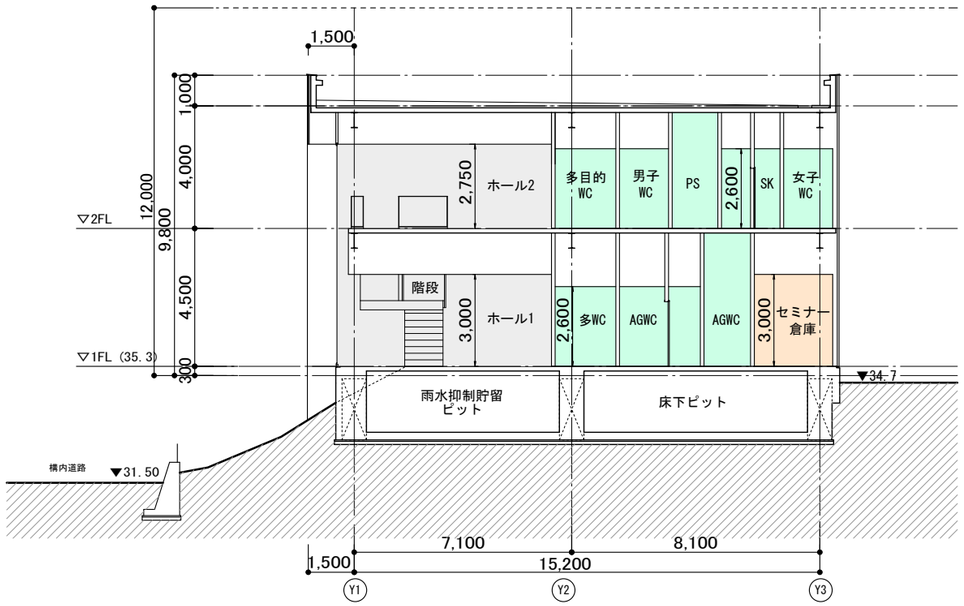

南北断面図 a-a

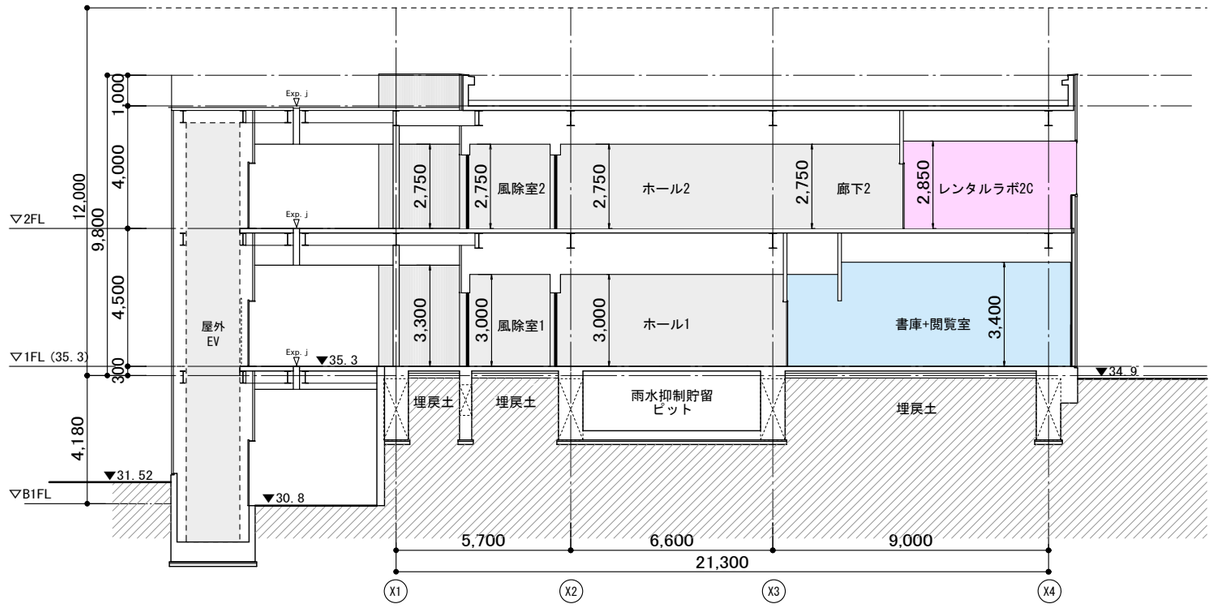

東西断面図 c-c

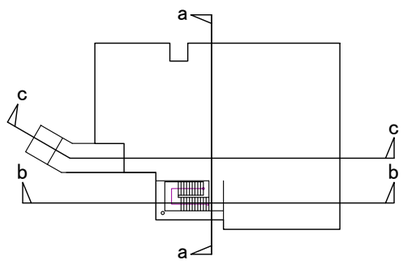

キープラン

- バフワーン文庫・自習室・司書作業室
- 事務室・教員・共同研究室、セミナー室
- レンタルラボ
- WC
- 廊下・EV・階段
- テラス
- Exp. j

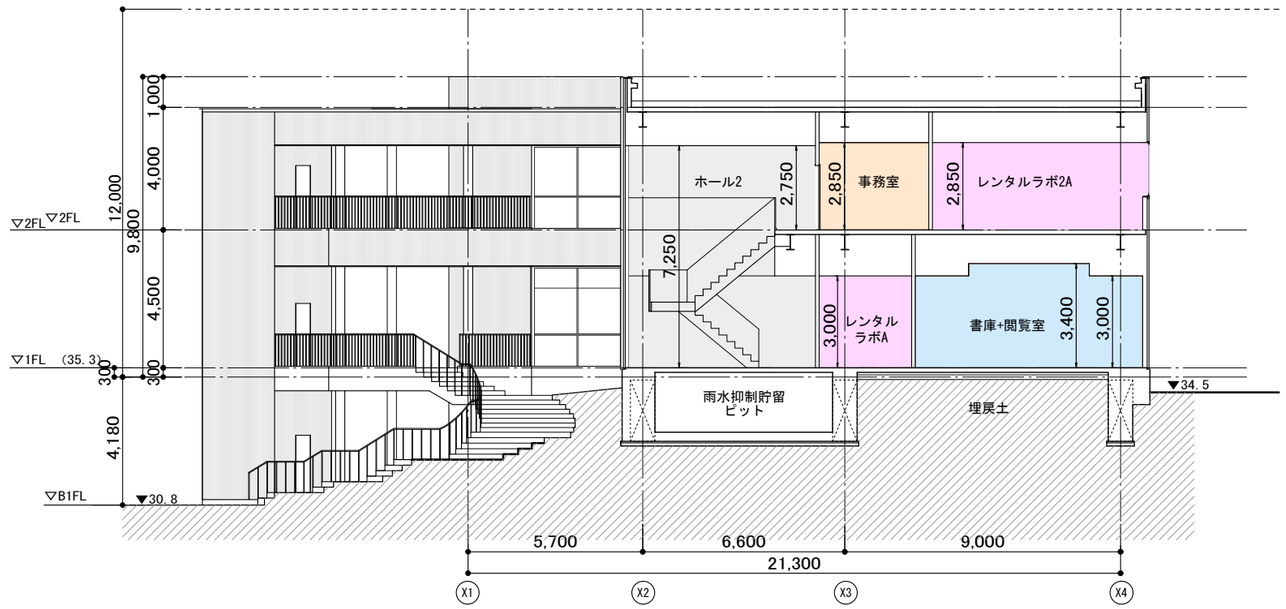

東西断面図 b-b

バフワーン文庫棟　外観パース

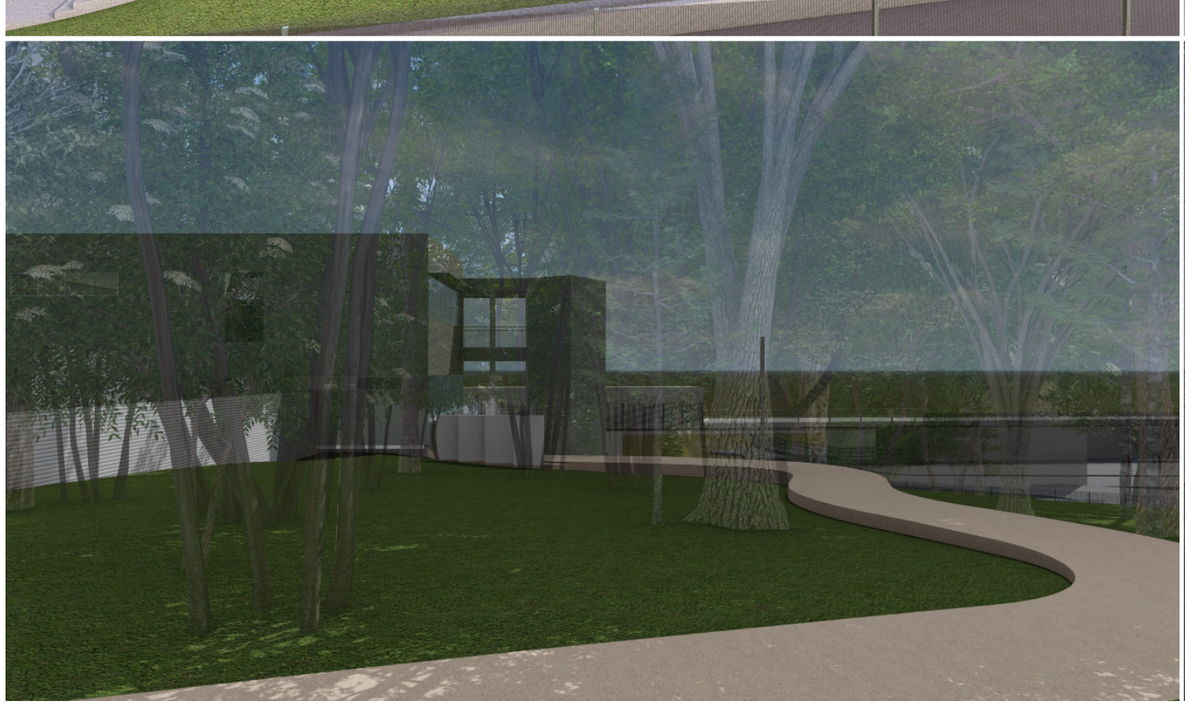

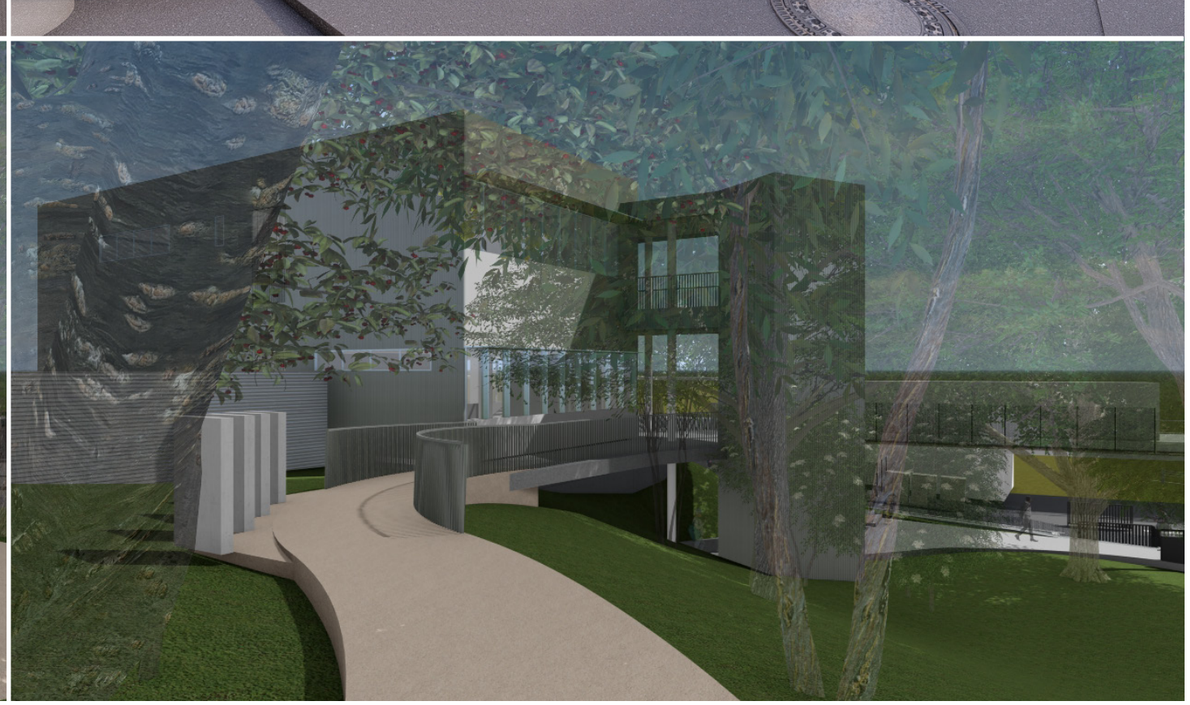

研B3号

様式１－２

令和７（2025）年８月２９日

総　　長　　殿

工学系研究科長　　加藤　泰浩
人文社会系研究科長　　村本　由紀子
経済学研究科長　　粕谷　誠
総合文化研究科長　　寺田　　寅彦
新領域創成科学研究科長　　伊藤　耕一
情報理工学系研究科長　　中村　宏
情報学環長　　目黒　　公郎
地震研究所長　　古村　孝志
生産技術研究所長　　年吉　洋
先端科学技術研究センター所長　　杉山　正和
空間情報科学研究センター長　　関本　義秀

連携研究機構設置申請書

東京大学基本組織規則第21条の5第1項の規定に基づき、別紙のとおり連携研究機構の設置を申請致します。

記

連携研究機構の名称：次世代都市国際連携研究機構

設置予定年月日：令和８（2026）年４月１日

東京大学　連携研究機構　概要

1	設置予定年月日	令和8（2026）年4月1日
2	連携部局名 ※連携部局全てについて記載 （全学組織を含む）	工学系研究科 人文社会系研究科 経済学研究科 総合文化研究科 新領域創成科学研究科 情報理工学系研究科 情報学環 地震研究所 生産技術研究所 先端科学技術研究センター 空間情報科学研究センター
3	学外の連携機関・企業等	復建調査設計株式会社、アジア航測株式会社、清水建設株式会社、日本電気株式会社（NEC）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（NTTデータ）、東京ガス株式会社、株式会社IHI、株式会社日本総合研究所、三菱地所株式会社、三井不動産株式会社、東日本電信電話株式会社
4	組織の名称 （英語名称）	次世代都市国際連携研究機構 （英語名称： International Institue for Next Urban Planning, Design and Management）
5	全体概要	本連携研究機構は2021年度に次世代のインクルーシブ都市の実現を目指して、産学官民連携の実践型連携研究機構として発足し、研究、教育、社会実践、国際展開を実施してきたが、2025年度で設置期間が満了となる。そこで、2026年度に連携研究機構を再設置し、工学系研究科・人文社会系研究科・経済学研究科・新領域創成科学研究科・情報理工学系研究科・地震研究所・生産技術研究所・先端科学技術開発センターの8部局の協働によって得られた諸関係、研究・教育上の論点をベースに、連携部局として新たに総合文化研究科、情報学環、空間情報科学研究センターを加え、かつ他大学との連携強化や客員フェローの招致によって研究・教育活動をさらに発展させる。また、活動の力点を、社会実験と教育プログラムの実施を通じた産学官民の対話が可能になる地域拠点の創出に据える。東京大学の本連携研究機構が中心になり、国内の大学、各地の拠点とネットワークを結びながら次世代都市に関わる研究、教育、社会実践の成果を発信・共有し地域の課題への解決策の提示と新たな研究領域の創出を目指す。教育研究活動の実施にあたっては、センシングおよびリモート技術、復興に関連する外部資金によって設立している寄付講座・社会連携講座の協力を得るが、適宜外部資金へ応募し活動の活性化と人材育成の推進を図る。
6	設置目的	COVID-19や巨大災害のリスクに直面している地域・企業と連携して次世代都市研究を推進することを目的に次世代都市国際連携研究機構は設置され、研究・教育・社会実装において成果を挙げた。各地での紛争や社会の分断が深刻化するいま、その活動の知見、研究の論点、人脈をもとに同機構を再設置する。他大学・国・自治体との直接的連携と拠点の設置、客員フェローの招致など、ネットワークのさらなる強化によるリサーチクエスチョンの発掘と、先端的な研究の遂行、地域拠点におけるより実践的な活動および発信を通して、新たな危機に対応する社会の実現を目指す。 前期（2021-2025年度）の活動における参画教員の研究支援と、国際的な学生教育環境の整備を継続し、研究・教育・社会実践が相互に作用するサイクルを生み出す。具体的には、（1）前期の活動で新設されたものを含めた社会連携講座の仕組みを活用し、（2）学問領域間の知識循環による共同研究の推進と個々の分野の深度化、（3）地域拠点を核とした実践的なスタジオ型教育プログラムを海外の大学と連携して実施、（4）地域の抱える困難な課題への先端的な研究の応用と、社会実践を通した新しい共同研究テーマの創出を目的とする。
7	連携研究機構の長 （氏名・所属・職名）	羽藤英二・工学系研究科・教授
8	参画教員	別紙のとおり
9	組織・運営体制 （部局間等連携体制） 人事管理体制	運営・組織体制は、次の4分野制（1. 持続可能領域史にもとづく都市デザイン（加藤・勝田・祐成・大熊・本田）、2. リモート技術とi-construction（堀田・葛岡・大橋・岸・浅見・國吉・邱）、3. 都市のレジリエンス（大月・中尾・羽藤・田島・目黒・市村・柳川）、4. 国際都市教育（加藤・勝田・福田・ラリス・赤司））として、代表者による運営会議において、研究プロジェクト・教育プロジェクト・社会貢献プロジェクトについて年間計画策定と、実施した事業についてKPI評価を行う。

<table>
<tr><td rowspan="3">10</td><td rowspan="3">組織・運営体制
（部局間等連携体制）

予算運用体制</td><td>概要説明</td><td colspan="8">寄付講座・社会連携講座等を通じた民間資金を中心とした活動を行いつつ、財源多様化を進めていく予定である。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">実施予定期間における
年度別予算運用計画

※実施予定期間（直近5年）中における年度別予算運用計画を記載下さい。見込みで結構です。</td><td></td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td><td>計
（百万円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業総額</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>400</td></tr>
<tr><td>人件費</td><td>45</td><td>45</td><td>45</td><td>45</td><td>45</td><td>225</td></tr>
<tr><td>事業実施費
※研究に直接関係する費用</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>100</td></tr>
<tr><td>運営費
※事業実施費以外の、連携研究機構を運営するための費用（環境整備費等）</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>75</td></tr>
<tr><td></td><td>初年度予算詳細
※上記初年度の事業総額の財源内訳を記入してください。
※必要に応じて行を追加してください。</td><td colspan="6">財源名
※各財源について、1行にまとめて記入してください。
出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。</td><td>金額
（百万円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="6">共同研究費</td><td>70</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="6">寄附金</td><td>10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="6">運営費交付金</td><td>0</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="6"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="6">計</td><td>80</td></tr>
<tr><td>11</td><td>設置予定期間及び
自己評価を行う時期</td><td colspan="8">期間：令和8（2026）年4月1日　～令和13（2031）年3月31日
自己評価実施予定時期：令和11（2029）年度</td></tr>
<tr><td>12</td><td>実施内容</td><td colspan="8">本機構では、1）歴史・人文社会研究を下敷きとした分断と格差を解決するための都市社会研究、2）センシング技術、i-construction技術を組み込んだリモート社会研究、3）巨大災害を想定したレジリエンス都市研究の推進を、研究会の開催を通じてさまざまな分野の研究者の知見を持ち寄ることで研究の横展開を図り、新たな共同研究に向けた動きを加速させるとともに、各々の研究の深度化を図る。また、研究会での議論を参考に、海外の大学との連携を図り、4）国際都市教育を推進することで、危機を契機とした新たな都市課題の抽出と共有化を図り、国際展開を目指す。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>本学の基本方針との具体的関連性</td><td colspan="8">UTokyo Compass「多様性の海へ：対話が創造する未来」との関係
・産学官民の連携について
社会連携講座の仕組みを活用した研究活動、教育活動、社会実践活動は、国、地方自治体、産業界との連携やリカレント教育の実践に他ならない。
・多様性について
外国人・女性研究者を積極的に雇用し、プロジェクトへの参画を通じた人材育成を重視する。また、他大学や外部研究者との連携を重視し、多様な視点の複合による研究領野の開拓と、教育・社会実践活動の新しい方法の模索をする。これは前期（2021-2025年度）の活動で重視してきた分野横断的な研究活動を発展させる試みである。
・UTokyo Compass2.0における「デザイン」について
上記指針で提示された「デザイン」（地域の課題に対し、役立つ考え方を探り出し、関係する人びとと対話しながら、その解決に向けた道筋を工夫していくプロセス）は、まさに本連携研究機構がこれまで実践し、発展させようとする地域拠点における教育プログラムのコンセプトに合致する。教育プログラムを通じた先端的な研究の社会実装を目指すとともに、地域における実践から次世代都市研究の論点を発掘し、新しい研究領域を開拓する。</td></tr>
</table>

14	組織設置にあたり連携研究機構制度を活用する理由	①東京大学の公式な組織として活動を行う理由
		能登半島地震をはじめとする深刻な災害と社会の分断に対する次世代都市研究のビジョン作成と、社会実装研究の推進を達成するには、既存の研究組織単独の活動だけでは不十分である。横連携による活動の活性化と、国・自治体・企業を巻き込んでの活動のためには、東京大学の公的な組織としての活動は必要不可欠である。
		②連携研究機構制度の活用が最適とした理由
		「次世代都市」という対象については、現在さまざまな部局でバラバラに研究活動が行われている。そこで、連携研究機構制度を用いることで、横断的な情報交換と新たな共同研究の場を安定的に供給でき、研究の活性化に加えて、若手研究者の育成と、学術成果の社会への高い還元効果が期待できる。巨大災害において発生する(した)社会現象を対象として、その対応や備えを機構という制度を使って横串に議論することを通じて、平時の都市社会の問題につながるリサーチクエッションをたて、新たな研究者の参画を得ながら、研究を進めることが初めて可能になると考える。
15	既存組織(※)との関連、相違点、役割分担 ※既存の部局センター、全学センター、総長室 総括委員会下の機構 等	本研究機構は、分断と格差を解消する都市社会・リモート社会・レジリエンスに関わる社会技術を、国際教育プログラムの展開を通じて、次世代都市のOSとして社会実装とその浸透を図るものである。その際、既存部局との積極的な連携を図っていくが、それぞれの部局の知的基盤として行われている研究活動と比して、危機に際して生じるさまざまな社会の変化を念頭に、実際の都市を対象として分野横断的に展開する点で異なっている。
16	将来計画	機構での情報交換と実践的な活動を下敷に、地域においての次世代都市研究ラボの設置を行い、連携研究機構として、実践と国際教育研究プログラムを含んだ包括的な活動へと展開していくことを想定している。
17	部局教授会等承認年月日 ※連携部局全てについて記載	令和　年　月　日　工学系研究科　承認
		令和　年　月　日　人文社会系研究科　承認
		令和　年　月　日　経済学研究科・経済学部　承認
		令和　年　月　日　総合文化研究科・教養学部　承認
		令和　年　月　日　新領域創成科学研究科　承認
		令和　年　月　日　情報理工学系研究科　承認
		令和　年　月　日　情報学環　承認
		令和　年　月　日　地震研究所　承認
		令和　年　月　日　生産技術研究所　承認
		令和　年　月　日　先端科学技術研究センター　承認
		令和　年　月　日　空間情報科学研究センター　承認
18	備考	

（別紙）

次世代都市国際連携研究機構　参画教員一覧

令和7（2025）年8月29日提出

1．連携研究機構の長

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
工学系研究科	羽藤　英二	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 次世代知能科学研究センター 地域未来社会連携研究機構 不動産イノベーション研究センター モビリティ・イノベーション連携研究機構

2．その他の参画教員

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
工学系研究科	堀田　昌英	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
工学系研究科	田島　芳満	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 地震研究所附属計算地球科学研究センター 災害・復興知連携研究機構 海洋アライアンス連携研究機構
工学系研究科	石田　哲也	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
工学系研究科	福田　大輔	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
工学系研究科	加藤　浩徳	教授	社会基盤学専攻	
工学系研究科	赤司　泰義	教授	建築学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 グリーントランスフォーメーション戦略推進センター エネルギー総合学連携研究機構 インクルーシブ工学連携研究機構 インクルーシブ工学連携研究機構・特任教授
工学系研究科	加藤　耕一	教授	建築学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 グリーントランスフォーメーション戦略推進センター
工学系研究科	大月　敏雄	教授	建築学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 高齢社会総合研究機構 不動産イノベーション研究センター
工学系研究科	小熊　久美子	教授	都市工学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
工学系研究科	西成　活裕	教授	航空宇宙工学専攻	先端科学技術研究センター 先端科学技術研究センター・特任教授 モビリティ・イノベーション連携研究機構 デジタル空間社会連携研究機構
工学系研究科	中尾　俊介	助教	建築学専攻	大学院工学系研究科・特任助教
工学系研究科	邱　文心	特任助教	社会基盤学専攻	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
人文社会系研究科	勝田　俊輔	教授	欧米系文化研究専攻	
人文社会系研究科	三枝　暁子	教授	日本文化研究専攻	
人文社会系研究科	祐成　保志	教授	社会文化研究専攻	高齢社会総合研究機構 地域未来社会連携研究機構

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
経済学研究科	大橋　弘	教授	経済専攻	不動産イノベーション研究センター 次世代知能科学研究センター エネルギー総合学連携研究機構 次世代サイバーインフラ連携研究機構
経済学研究科	柳川　範之	教授	経済専攻	不動産イノベーション研究センター長 次世代知能科学研究センター

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
総合文化研究科	大石　和欣	教授	言語情報科学専攻	学際融合マイクロシステム国際連携研究機構
総合文化研究科	桑田　光平	教授	超域文化科学専攻	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
新領域創成科学研究科	本田　利器	教授	国際協力学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
新領域創成科学研究科	マエムラユウオリバー	講師	国際協力学専攻	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
情報理工学系研究科	國吉　康夫	教授	知能機械情報学専攻	次世代知能科学研究センター 多様性包摂共創センター
情報理工学系研究科	葛岡　英明	教授	知能機械情報学専攻	バーチャルリアリティ教育研究センター バーチャルリアリティ教育研究センター・特任教授 高齢社会総合研究機構 工学系研究科附属キャンパス・マネジメント研究センター

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
情報学環	目黒　公郎	教授	附属総合防災情報研究センター	情報学環長・学際情報学府長 生産技術研究所 災害・復興知連携研究機構 総合文化研究科附属国際環境学教育機構
情報学環	大原　美保	教授	情報学広域学域B	生産技術研究所 ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構 多様性包摂共創センター

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
地震研究所	市村　強	教授	附属計算地球科学研究センター	デジタル空間社会連携研究機構
地震研究所	Maddegedara Lalith Wijerathne	准教授	附属計算地球科学研究センター	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
生産技術研究所	岸　利治	教授	人間・社会系部門	執行役・副学長 大学院工学系研究科
生産技術研究所	水谷　司	准教授	人間・社会系部門	大学院工学系研究科 災害・復興知連携研究機構 モビリティ・イノベーション連携研究機構

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
先端科学技術研究センター	春日　郁朗	准教授	減災まちづくり分野	大学院工学系研究科 微生物科学イノベーション連携研究機構
先端科学技術研究センター	廣井　悠	教授	減災まちづくり分野	大学院工学系研究科

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
空間情報科学研究センター	浅見　泰司	特任教授	全国共同利用施設	執行役・副学長 大学総合教育研究センターセンター長 東京大学　名誉教授 デジタル空間社会連携研究機構 地域未来社会連携研究機構 不動産イノベーション研究センター
空間情報科学研究センター	中居　楓子	講師	全国共同利用施設共同利用・共同研究部門	デジタル空間社会連携研究機構

次世代都市国際連携研究機構

危機から日常まで：未来社会研究の実践と展開に向けて

インクルーシブ都市へのスパイラルアップ

先端研究者の都市を巡る対話と複雑な現場課題の邂逅

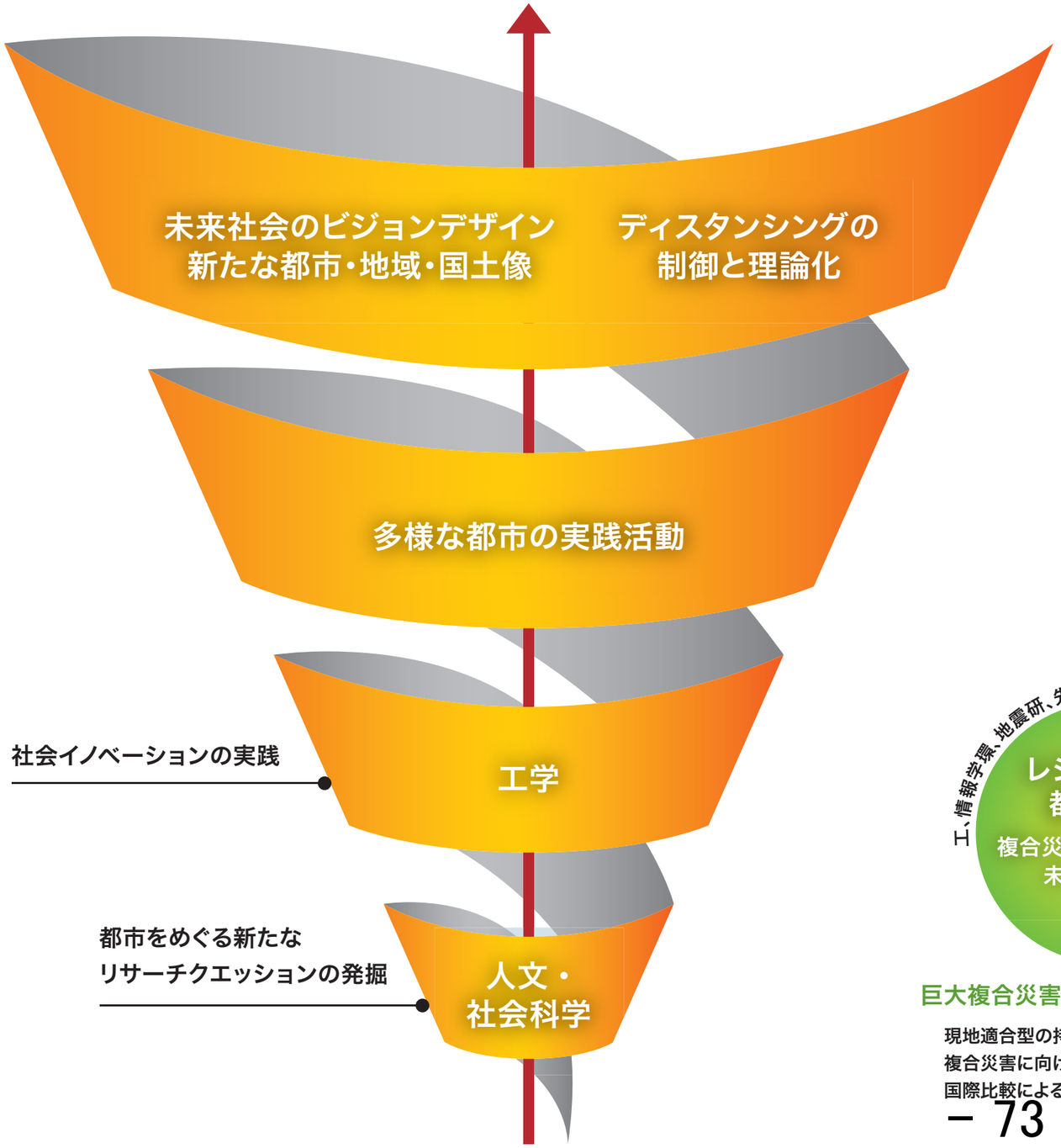

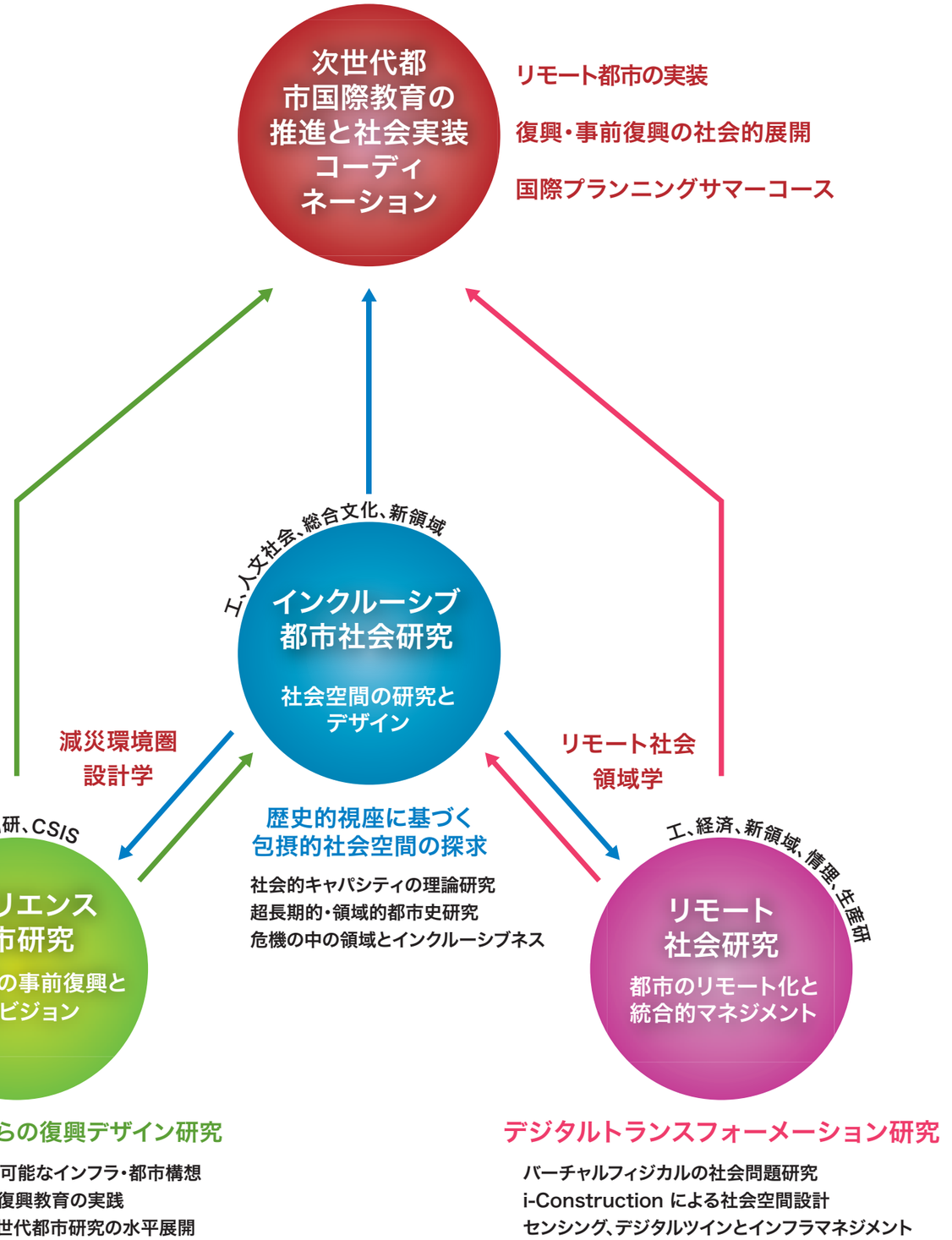

巨大複合災害からの復興デザイン研究

現地適合型の持続可能なインフラ・都市構想
複合災害に向けた復興教育の実践
国際比較による次世代都市研究の水平展開

デジタルトランスフォーメーション研究

バーチャルフィジカルの社会問題研究
i-Construction による社会空間設計
センシング、デジタルツインとインフラマネジメント

教養学部後期課程における授業に関する申し合わせ

令和　年　月　日　総務委員会・拡大教授会承認
令和7年7月3日　後期運営委員会承認

この申し合わせは、教養学部後期課程において開講する科目の授業について定めるものである。

（単位）

1. 講義又は演習については15時間、実験又は実習は30時間から60時間の授業時間をもって1単位とする。なお、授業内容によって、時間数を超えて行う場合がある。

(禁止行為)

2. 授業に関して、教員及び学生による以下の行為は禁止する。

なお、取り扱いについては、教養学部前期課程の規定を準用する。

1)著作権法等に抵触する行為

2)大学及び学生の権利を阻害する行為、または不利益となる行為

3)教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為

4)教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為

5)特定の民間企業や個人への不当な利益供与となる行為

6)その他、社会通念に反する行為

この申し合わせは、令和8年4月1日から適用する。

教養学部前期課程における授業形態等に関する申し合わせ

一部修正
令和 4 年 9 月 8 日　教務委員会承認
令和 4 年 9 月 22 日　前期運営委員会承認

この申し合わせは，教養学部前期課程において開講する科目の授業形態等について定めるものである。

(授業回数)

1. 単位当たりの授業回数については，以下の時間数を基本とする。
   1)「講義」及び「演習」科目は，13 回の授業（各 105 分）をもって 2 単位、または 7 回の授業（各 105 分）をもって 1 単位とする。
   2)「実験」及び「実習」科目は，13 回の授業（各 105 分）をもって 1 単位とする。

なお，休講等により，授業回数が不足する場合は，補講等により充足することを原則とする。

(授業形態)

2. 授業形態としては，通常講義(週 1 コマないし 2 コマ開講)を基本とする。

なお，以下にあげる形態により授業を行う場合，担当教員は事前に教務課前期課程に報告し，必要に応じ教務委員会の審議を経ることとし，シラバスにもその旨を記載する。

1)集中講義
2)学外における授業等
3)双方向遠隔講義
4)インターネット配信
5)その他，通常の形態と異なる授業

(禁止行為)

3. 授業に関して，教員及び学生による以下の行為は禁止する。
   1)著作権法等に抵触する行為
   2)大学及び学生の権利を阻害する行為，または不利益となる行為
   3)教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為
   4)前期課程以外の課程との合併授業の実施（主題科目を除く）。
   5)教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為
   6)特定の民間企業や個人への不当な利益供与となる行為
   7)その他，社会通念に反する行為

この申し合わせは，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

令和４年９月８日　教務委員会承認
令和４年９月22日　前期運営委員会承認
令和６年11月14日　教務委員会改正
令和６年11月２８日　前期運営委員会改正

教養学部前期課程における授業形態等に関する申合せの「３．禁止行為」の取扱いについて

３）教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為

授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為は原則として禁止であるが、教養学部の許可を得て入室・聴講させることができる。その際は、入室・聴講を予定する日の原則として２ヶ月前までに学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が、大学側が実施する事業のために必要であると認められた場合には、申出を許可するものとする。

【参考】
〇授業に関係のない学外者の入室・聴講を許可しなかった事例
・講義録を出版するにあたって、秘書（講師は国会議員）の入室
・外国の国会議員の授業見学のための入室
・高校生や他大学の学生等の聴講
〇授業に関係のない学外者の入室・聴講を許可した事例
・外国の大学による教育及び研究の参考のための訪問（平成29年10月承認）

４）前期課程以外の課程との合併授業の実施（主題科目を除く）。

前期課程以外の課程との合併授業の実施は原則として禁止であるが、主題科目については科目の特性から、この限りではない。また、主題科目以外の科目については、教養学部の許可を得た場合には実施できる。その際は、開講するセメスターの授業初日の原則として２ヶ月前までに学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が適切と認められた場合には、申出を許可するものとする。

５）教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為

本学の方針として、外部の機関による授業の取材や撮影については、基本的には受け付けていないが、授業を担当している部局が所属部局長の了解を得た上で、教養学部に取材や撮影を申し出た場合には許可することがある。その際は、取材や撮影を予定する日の原則として２ヶ月前までに教養学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その授業が教育改革の実施等、全学あるいは部局の戦略と密接に関わる授業であり、かつ取材内容がその授業にとって必要であると認められた場合には、申出を許可するものとする。

【参考（許可事例)】
〇授業に関係のない学外者の授業の取材や撮影を許可した事例
・大学案内の作成のための外部カメラマンによる授業風景の撮影。
・初年次ゼミナール理科の教科書を作成するための外部のライターによる授業の取材及びカメラマンによる授業風景の撮影。

なお、外部の機関による授業の取材や撮影ではなく、教員自らによる公表を前提とした撮影等については次のように取り扱うものとする。

①授業風景の写真撮影及び公開について
授業風景の写真を撮影し、それをウェブ上で公表したり、出版・放送等の一部とする場合には事前に教養学部の許可を必要とする。

②授業内容の録音について
印刷物の出版等、何らかの目的のために、授業内容の録音をする場合には、事前に教養学部の許可を必要とする。なお、録音内容そのものの公開は原則として禁止する。

③配信を目的とした授業風景の動画（音声含む）による撮影について
特定又は不特定多数の者への公開を前提とした授業風景の動画による撮影については、全学あるいは部局の戦略として実施する授業で、撮影することが別途認められた授業を除き、原則として禁止とする。

①から③の許可申請にあたっては、申請者は撮影（録音）予定日の原則として２ヶ月前までに教養学部長に申し出ることとする。
教養学部長宛の申出に対し、教養学部は教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が、「教養学部前期課程における授業形態等に関する申合せ」の「3.禁止事項」1)、2)、5)、6)に該当しないと認められ、そのことが本学部として有意義と認められる場合には、申出を許可するものとする。

様式2

国際交流協定・覚書　更新実績報告書

提出年月日：2025/6/5
担 当 部 局：総合文化研究科

1.相手大学（機関）				
名称	日本語	ライデン大学		
	英語	Leiden University		
	当該国語 ※任意	Universiteit Leiden		
地域／国名		ヨーロッパ	オランダ	
設立年		1575	年設立	
設置形態		国立		
URL		https://www.universiteitleiden.nl/		
組織及び規模（学部・研究所、学生・研究者の数等）		学部数：7学部、学生数：33,474人、研究者数：2,989人		
相手国内における大学（機関）としての評価		オランダ最古の大学であり、2023年までに16人のノーベル賞受賞者を輩出している。オランダのみでなくヨーロッパにおける主要な国際研究大学の一つで、LERU（League of European Research Universities）の設立メンバーであり、EuropaeumやCoimbra Groupにも加盟している。		
その他（特色等があれば記入）		1855年に世界で初めて日本学科を設置した。		

2.協定の内容	
今回更新を希望する協定等の種類、名称等	
協定の種類：	全学協定
協定名（英語）：	Memorandum of Understanding on Academic Cooperation between Leiden University, The Netherlands and the University of Tokyo, Japan
協定名（英語以外）：	
関係部局名：	史料編纂所、薬学系研究科
同時更新を希望する覚書の種類、名称等	
覚書の種類：	▼リストから選択
覚書名（英語）：	
覚書名（英語以外）：	
関係部局名：	

交流分野				
相互に必要とする分野				
交流内容（該当するものに○）				
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○	
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○	
職員交流	○	その他		→（　　）
単位互換				
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：		
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：		
共同研究	○			
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収		→人数（年）：　人（　学期）[学部生／大学院生]		

3.更新理由

東京大学とライデン大学とは、2009年に締結された全学学術交流協定に基づき、薬学系研究科や史料編纂所を中心に共同研究やシンポジウムの開催等、種々の交流活動を行ってきた。また、2019年には総合文化研究科との間で部局間覚書が結ばれ、ライデン大学と交互にホストを務めるかたちで小和田記念講座を開催している。今後も交流を継続することで、さらに両大学を通じた日蘭の学術交流に貢献できると期待されるため、本協定の更新を行うものである。

4.これまでの交流実績、成果等（特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。）

【総合文化研究科】
2019年にライデン大学との間で結ばれた部局間覚書に基づき、ライデン大学と総合文化研究科の共同プロジェクトとして、小和田記念講座を実施している。小和田記念講座は、人文社会科学領域における研究教育交流、とくに若手研究者の育成を目的とするものであり、国際法と国際関係の領域のテーマについて、基調講演、若手研究者による討議・研究報告、教員間の交流等からなるセミナー（東京大学とライデン大学で交互開催）を年1回開催してきた。セミナーはこれまでに、2022年5月、2023年3月、2024年1月の3回にわたって実施された。

【史料編纂所】
・特殊史料部門海外第2室は、ライデン大学人文学部Instituut voor Geschiedenis van Europese Expansie en Reacties（現在Institute for Global History）との長い交流の中で、『日本関係海外史料　オランダ商館長日記』の編纂を行ってきた。
・現任の大東敬典助教は、2017年にライデン大学で博士号を取得した。
・2010年12月WS：”Local History from the Outside: Using Foreign Sources in Asian History”を開催し、ライデン大学名誉教授Leonard Blusse氏を招聘した。
・2017年8-9月松方冬子教授がライデン大学地域学研究所客員研究員LIAS/LUCSoR Visiting Scholarを務めた。
・2017年12月ライデン大学名誉教授Leonard Blusse氏を招聘し、講演（“1640-1660, The Crucial Years in the Tokugawa State Formation”）を行った。
・2020年2月26日ライデン大学コロニアル・グローバルヒストリー・セミナーにおいて大東助教が報告（Norifumi Daito, “Managing Diplomacy: VOC Agreements as Seen through the Company’s ″Contract-books″” ）を行った。
・2021年11月26日ライデン大学人文学部歴史学科上級講師Alicia Schrikker、助教Lennart Besとの国際研究集会（オンライン）「17-18世紀のインド洋―日本をめぐる海域史研究の広がりのために―（パートI）」を開催した。
・2022年度ライデン大学助教Lennart Besを招聘した（東京大学ヒューマニティーズ公募研究（A） 大東敬典「オランダ東インド会社による「宮廷旅行」の比較研究―日本、マラバール、ペルシア―」による）。Bes氏は東京大学人文社会系研究科における松方教授のゼミに参加し、オランダ東インド会社史料の読解について、学生に指導を行った。
・2023年3-10月、松方教授がライデン大学人文学部韓国学センター・地域学研究所の博士論文審査に副査として参加した。
・2023年に出版されたAlicia Schrikker, Lennart Bes他編のオランダ語史料についてのテキスト*Kolonialisme, geschiedschrijving en primaire bronnen*に松方教授のインタビューが掲載された。

【薬学系研究科】
関野祐子教授がライデン大学 (Leiden Academic Center for Drug Research)のProf. Bob van de Water (Drug Safety Research)とDr. Martijn J. Mone と、動物実験代替法、化学物質の毒性試験法に関して研究交流を行った。

5. 更新後の交流計画

【総合文化研究科】
小和田記念講座の枠内での研究教育交流、とくに総合文化研究科とライデン大学の共同による年1回のセミナーを継続する。次回のセミナーは2024年11月に“Sustaining Peace: Peace Operations, Prevention and Reaction” をテーマとして開催し、従来同様、基調講演、若手研究者による討議・研究報告、教員間の交流等を行う。セミナーは、2025年度はライデン大学、2026年度は東京大学（駒場キャンパス）にて開催の見通しである。

【史料編纂所】
『日本関係海外史料　オランダ商館長日記』の編纂において、研究交流を継続する。

【薬学系研究科】
浦野泰照教授が理学部のLeiden Institute of ChemistryのProf. Hermen Overkleeftとセミナー開催等を通し、研究交流を行う。

6.更新までのスケジュール（担当・関係部局承認予定日等）

総合文化研究科　2025年7～9月（予定）
史料編纂所　2025年7～9月（予定）
薬学系研究科　2025年7～9月（予定）

7.実施責任体制

責任者（担当部局長）：寺田 寅彦（総合文化研究科長・教授）
幹事教職員：キハラハント 愛（総合文化研究科・教授）
松方 冬子（史料編纂所・教授）、大東 敬典（史料編纂所・助教）
浦野 泰照（薬学系研究科・教授）

8.相手側の対応組織

責任者（担当部局長）：Mr Jeroen ’t Hart, Director Expertise Centre Student and Educational Affairs
幹事教職員：Ms Usha Mohunlol, Contract Manager, Student and Educational Affairs (SEA), International Relations Department

9.資金計画
研究者個人または各プロジェクトの研究費を利用する。 小和田記念講については一般財団法人日蘭学術文化交流財団の支援を受ける。

10.同一校(機関)との交流の有無			
☑有	協定の種類: 全学覚書	担当部局: グローバル教育センター	
	締結年月: 2009年8月	(最終更新年: 2019 年)	
□無	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 総合文化研究科	
	締結年月: 2021年7月	(最終更新年: 年)	

11.その他特記事項
2009年の全学学術交流協定締結時から薬学系研究科が担当部局を務めてきたが、同研究科は今回の更新にあたり関係部局として参画することとなり、総合文化研究科が新たに参画して担当部局を引き継ぐこととなった。

本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田　佐由子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

Memorandum of Understanding on Academic Cooperation

between
Leiden University, The Netherlands
and
The University of Tokyo, Japan

1. Preamble

In accordance with their mutual desire to strengthen the cooperation that was first initiated in November 1992, and in order to further explore the potential for collaboration in the areas set out below, Leiden University and the University of Tokyo have signed the following Memorandum of Understanding. This agreement is a renewal of the Memorandum of Understanding on Academic Cooperation, which was concluded on October 8th, 2020.

2. Areas for potential collaboration

Based on the principles of mutual benefit, both institutions intend to explore opportunities for:

(a) The reciprocal exchange of students;
(b) The reciprocal exchange of research and teaching staff, and of other staff members;
(c) Research collaboration in fields with mutual interests between research staff, departments, and schools of both institutions;
(d) The organisation of joint academic and scientific activities, such as courses, conferences, seminars, symposia or lectures;
(e) The exchange and sharing of teaching and academic materials, publications, reference and other pertinent information;

All of the above with special reference to the cultural, economic, ethical, political and social implications of contemporary research in the global context. The specific areas and details of cooperation under this Memorandum will be discussed and agreed upon in writing by the appropriate authority of each institution, prior to the initiation of any particular program or activity.

3. No intention to create legal relations

Except for Article 6, Article 7 and Article 8, which are intended to be binding this Memorandum:

- Is not a legally binding document and simply sets out the intention of the institutions to collaborate in relation to the purpose;

- Does not give rise to any legal relationships between the institutions; and
- Does not create any enforceable right or duties between the institutions.

4. Implementation of this Memorandum

Both institutions agree that specific projects and activities shall be developed for implementation of this Memorandum based on discussions and negotiations between the two institutions. Agreements or contracts to carry out these projects and activities shall be signed separately.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the institutions concerned.

Both institutions agree that all financial arrangements shall be determined on the basis of specific projects and activities and will depend on the availability of funds.

5. Intellectual property rights

Both institutions acknowledge the principle that knowledge, generated in the course of academic research, should remain available for future research and teaching, and, if possible, should be used for public advancement. Therefore, both institutions agree on the following generally accepted academic principles:

(a) Results which can be published should be expediently published by the institution where they are generated;
(b) The availability of the results for future research and teaching should be assured; and
(c) If results are made available for commercial exploitation, the institution should ensure that:
    - such results are applied as broadly as possible,
    - access is granted under fair and non-discriminatory conditions,
    - and benefits of its application shall be shared with the institution which has generated the results.

6. Data protection

The institutions will comply with all applicable local and national laws and regulations with respect to activity under this Memorandum, including law related to anti-bribery, economic sanctions, export control, anti-boycott, privacy and data protection, higher education, and accreditation standards or procedures.

Each institution will protect all personal data that it receives, maintains, and/or transmits under this Memorandum in a manner consistent with legal and policy requirements as

applicable to it, as notified in the Data Protection Adequacy decision for non-EU countries, in effect since 23 January 2019[1], the EU General Data Protection Regulation 2016/679 (GDPR)[2] and Act on the Protection of Personal Information of Japan, and to treat these data as confidential and to ensure that they are collected, used, destroyed and retained only as necessary for, and consistent with this Memorandum.

The institutions will determine in good faith how they will apply these laws and the data processing principles cooperating within the University of Tokyo and Leiden University.

6.1 Purpose and Scope of Data Processing

Personal data shared between the institutions shall only be used for the purpose of facilitating student exchange programs, including but not limited to:

- Application and selection of exchange students
- Coordination and administration of the exchange program
- Providing students with necessary academic and support services at the host institution
- Issuance of transcripts and academic records
- Communication regarding the student's exchange period and post-exchange follow-up.

The personal data shared may include, but is not limited to, the student's name, contact information, academic records, language proficiency, visa details, and insurance information. Only essential data required for the exchange program will be processed.
The institutions ensure that personal data is adequately encrypted during transport.

6.2 Confidentiality

The institutions shall ensure they keep confidential the discussions and all information received by the other institution in relation to this or pursuant to this Memorandum and any proposed collaboration or activity, and not disclose the content of the discussions, or any proposed collaboration or activity, to any third party without the prior written approval of the disclosing institution.

6.3 Publicity, Use of Name, Logos or Other Trademarks

Neither institution shall use the name or marks of the other in any press materials or web-based or other publication without the prior written permission of the other institution; provided that each institution may include the name of the other on any routinely maintained published list of institutional exchange programs or collaborations during the term of this Memorandum.

[1] https://commission.europa.eu/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_en

[2] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32016R0679

7. Duration, amendment and termination

This Memorandum shall become effective for five (5) years starting from August 17th, 2024 and may be renewed by mutual written consent at least six (6) months prior to the expiration date.

Proposals to amend this Memorandum may be made by either institution at any time. Amendments only take effect when mutual, written consent exists.

This Memorandum may be terminated by either institution at any time provided that the terminating institution gives written notice of its intention at least six (6) months prior to the termination date and that no activities already in progress are unduly affected by such termination.

8. Language

This Memorandum has been written in English and may subsequently be translated into another language for the convenience of the institutions only. In the event of any ambiguity of interpretation or inconsistency between the terms set forth herein in English and the terms set forth in any translation hereof, and for all official purposes, the provisions set forth herein in English shall prevail.

Signed on behalf of Leiden University	Signed on behalf of The University of Tokyo
…… <未定> President of the Executive Board	…… Prof. Dr. FUJII Teruo President
Date: ……	Date: ……

様式2

国際交流協定・覚書　更新実績報告書

提出年月日: 2025/4/21
担 当 部 局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)					
名称	日本語	華東師範大学			
	英語	East China Normal University			
	当該国語 ※任意	华东师范大学			
地域／国名		アジア	中国		
設立年		1951	年設立		
設置形態		国立			
URL		https://english.ecnu.edu.cn/			
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)		教育学系を中心とした総合大学。教育科学、社会科学、人文科学、自然科学、技術科学、管理科学などの分野を一カ所に兼ね備えた総合研究型大学。3 つの学部、29 つの学院、8つの研究院、4 つのアカデミーを持つ。教員3,900 名余、学生34, 000名余、留学生2,200 名余。			
相手国内における大学(機関)としての評価		国内有数の名門大学として高い評価を得ている。			
その他 (特色等があれば記入)					
2.協定の内容					
今回更新を希望する協定等の種類、名称等					
協定の種類:		全学協定			
協定名(英語):		AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND EAST CHINA NORMAL UNIVERSITY			
協定名 (英語以外):					
関係部局名:		教育学研究科			
同時更新を希望する覚書の種類、名称等					
覚書の種類:		▼リストから選択			
覚書名(英語):					
覚書名 (英語以外):					
関係部局名:					
交流分野					
相互に関心のある分野					
交流内容(該当するものに○)					
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○		
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○		
職員交流	○	その他		→( )	
単位互換					
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:			
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:			
共同研究	○				
受入に伴う奨学金支給					
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期) [学部生／大学院生]			

3.更新理由

各部局で研究・教育交流の実績があり、今後も継続性を持たせるため。

4.これまでの交流実績、成果等（特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。）

総合文化研究科、教育学研究科では協定締結以前より各研究テーマに基づく継続的な研究・教育交流、国際シンポジウム等開催、学生受入・派遣など様々な連携が行われている。主な交流は以下の通り。

【総合文化研究科】
東アジア藝文書院の主催により、2019～2024年度までの間に、オンラインによる学術講演が3回、ワークショップが6回行われている。
部局間覚書に基づく交換留学では2021～2024年度に受入7名となっており、継続的な学生交流が行われている。

【教育学研究科】
2023年　博士学生を特別研究学生（研究指導受託）として受入（北村友人教授）
2024年　博士学生を特別研究学生（研究指導受託）として受入（北村友人教授）

5. 更新後の交流計画

引き続き、各部局間で教員の研究・教育交流や学生交流を継続し、両大学のパートナーシップをさらに深めていく。
総合文化研究科では、EAA（東アジア藝文書院）の枠組みで、人文系の分野における研究交流を強化するとともに、学生交流を継続する。

6.更新までのスケジュール（担当・関係部局承認予定日等）

総合文化研究科：2025年9月（予定）
教育学研究科：2025年7月（予定）

7.実施責任体制

責任者（担当部局長）：	寺田寅彦（総合文化研究科長・教授）
幹事教職員：	石井剛（総合文化研究科・教授）、梶谷真司（総合文化研究科・教授）
	王欽（総合文化研究科・准教授）
	李正連（教育学研究科・教授）

8.相手側の対応組織

責任者（担当部局長）：	袁筱一（華東師範大学思勉人文高等研究院院長・教授）
幹事教職員：	羅崗（華東師範大学思勉人文高等研究院兼中文系・教授）
	孟雨（国際協力・交流部門交流業務主任）
	朱冠蘭（国際協力・交流部門日本語交流プロジェクト担当）

9.資金計画

部局間の共同研究、シンポジウム等では従来通り各部局で計画。

10.同一校（機関）との交流の有無

☑有　協定の種類：部局協定　担当部局：総合文化研究科
締結年月：2013年6月　（最終更新年：2023 年）
協定の種類：部局覚書　担当部局：総合文化研究科
締結年月：2013年6月　（最終更新年：2023 年）

☐無

11.その他特記事項

教育学研究科幹事教員牧野篤教授の退職に伴い、2025年9月更新より、総合文化研究科を担当部局、教育学研究科を関係部局とする。

本件担当部局事務

部局名：	総合文化研究科
部署名：	国際研究協力室
担当者名：	織田佐由子
Email：	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
EAST CHINA NORMAL UNIVERSITY

The University of Tokyo (Japan) and East China Normal University (China) (hereinafter referred to collectively as the "parties"), in accordance with the provisions of the Agreement on Academic Exchange concluded between the parties, first concluded on September 12, 2015, and extended with amendments on September 12, 2020 (hereinafter referred to as the "Agreement"), agree to renew the Agreement as follows:

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

(1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
(2) Exchange of students.
(3) Conducting collaborative research.
(4) Holding joint lectures and symposia.
(5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties and separate agreements will be concluded between the parties covering the detailed conditions of such projects.
The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is effective for five years from September 12, 2025. (hereinafter referred to as the "term"). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months

advance written notice to the other party. In the event of expiration or termination of this Agreement, the terms of this Agreement shall remain effective for all projects and activities which have already launched under separate agreements.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby extend this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo	East China Normal University
_____	_____
Prof. Dr. FUJII Teruo President	Prof. Dr. Qian Xuhong President
Date:_____	Date:_____